



# 平成14年度 特許庁

説明者: 技術調査課 松本 泰典

# 第1部


知的財産って？

序論


# 知的財産とは？

知的財産は様々な法律で保護されている。


## < 知的財産の例 >

技術…… バイオ製品   
特許法、実用新案法、種苗法、集積回路法等

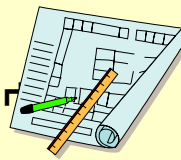
IT技術 

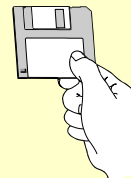
ブランド…… ファッション製品   
商標法等


コーポレートブランド

デザイン…… 車のモデル   
意匠法等


伝統工芸 

営業秘密…… 製造ノウハウ   
不正競争防止法等

顧客リスト 

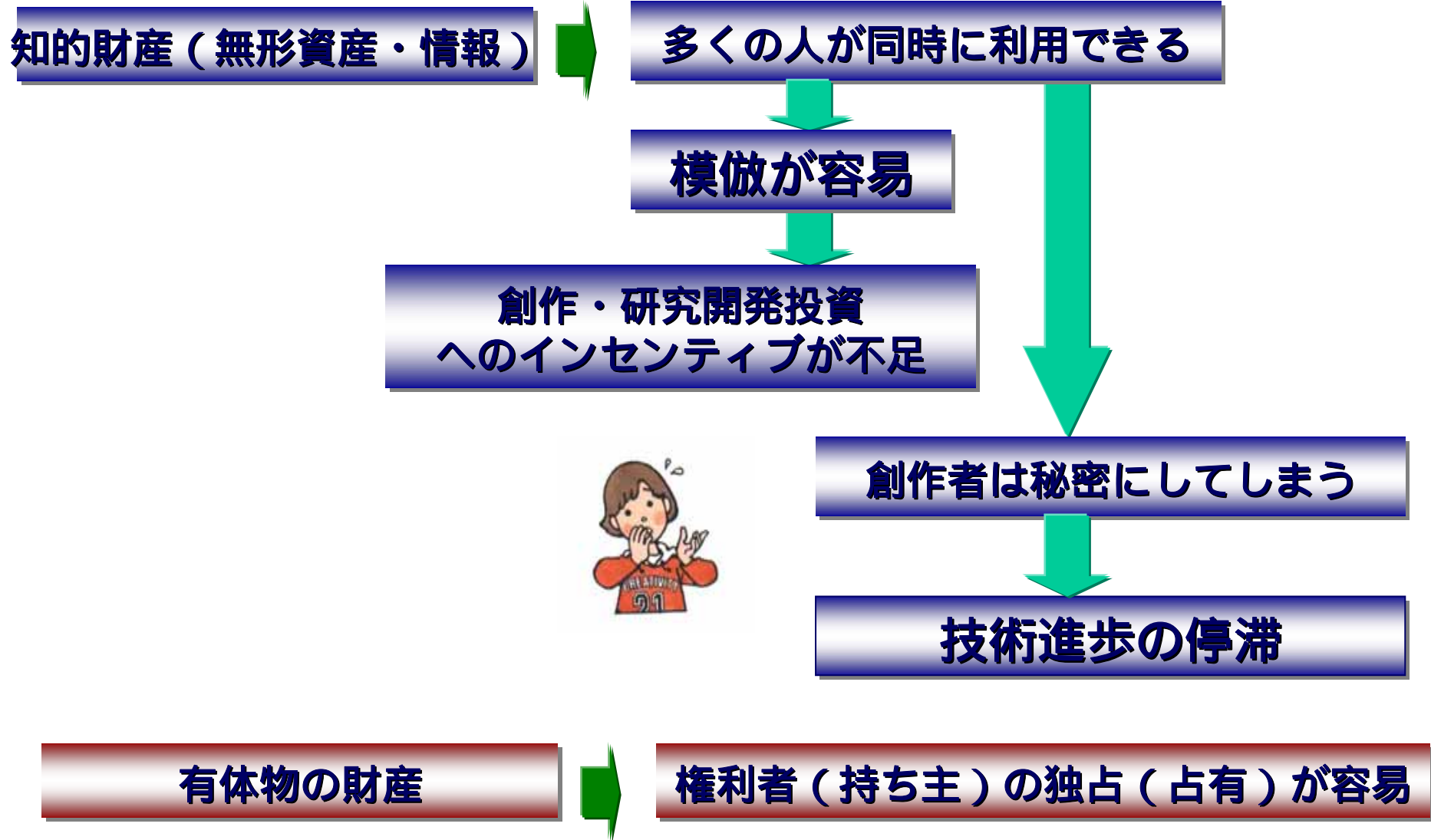
芸術…… 音楽   
著作権法等

映画 

小説 

# 知的財産は情報である

土地や物など有体物の所有権(財産権)とは異なる



# 知的財産制度の必要性

## 知的財産権の代表である特許法の目的

権利者



公開の代償として  
一定期間独占権を付与



技術の進歩  
産業の発展

第三者



公開された発明を  
利用する機会

知的財産制度とは、

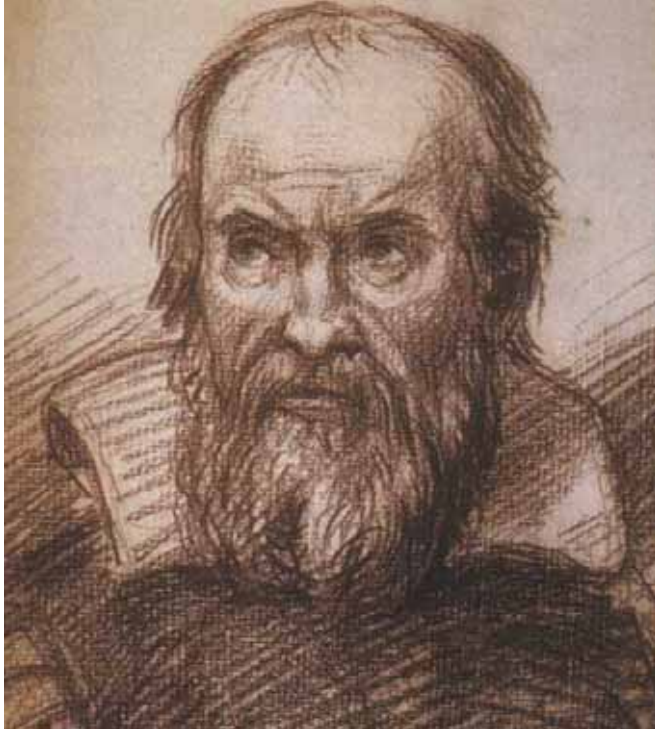
目的：発明の奨励による産業の発達

手段：発明者（創造者）にその発明（知的財産）を利用する独占的権利を付与

知的創造活動の成果物  
元来自由利用の情報



創作者の財産権として保護  
目的の範囲内で情報利用の自由を制限



ガリレオ・ガリレイ

(1564-1642)

「陛下よ、私は、非常に簡単に、費用も少ししかかからず、大いに利益のある、水を揚げて耕地に灌水する機械を発明しました。即ち、ただ一頭の馬の力で、機械に附いている二十本の口からひっきりなしに水が出るのです。しかし、私のものであり、非常に骨を折り澤山の費用を使って完成したその発明が誰でもその共有財産となるのは嫌ですから、恭しく願いたいしますが、同じような場合に陛下の御厚情がどこかの工場のどんな製作者にも御與えになる御恵みを何卒私に御垂れ下さい。即ち、私と私の子孫、或いは私や私の子孫からその権利を得た人々の他は誰も、上記の私の新造機械を製作したり、たとえ作っても、それを使用したり、他の目的のために形を變えて水やその他の材料を用い適用したりすることを、40年間、或いは陛下が思いを召す期間内は許されないように、若しこれを犯す者は陛下が適當と思召す罰金に処し、私がその一部を頂きますように、して頂きたいと存じます。そうして下されば私は社会の福祉のためにもっと熱心に新しい発明に思いを凝らして陛下に忠勤を励みます。」

特許の文明史 守誠・新潮選書

「特許制度は、天才の炎に利益という油を注いだ。」

リンカーン米国大統領、1859年の演説から

# 知的財産制度の歴史

新技術の保護制度

その他の特権の付与

紀元前600年特別な料理の創作者に独占権

1474ヴェネチア特許法

エリザベス女王  
ガラス・精糖・製鉄  
日用品の製造販売  
毛織物貿易  
私拿捕特許状

ガリレオ・ガリレイの嘆願書

1623イギリス専売条例「真正かつ最初の発明者」以外への特許は無効

1721新規御法度

1790アメリカ合衆国 1791フランス

1833パリ条約

1885.4.18専売特許条例

近代特許制度の時代

2001パリ条約加盟国は162カ国



# 第2部

## 知的財産制度概論



# 知的財産の種類(1)

## 知的創造物

発明(特許法)

考案(実用新案法)

意匠(意匠法)

商品形態(不正競争防止法)

著作物(著作権法)

半導体集積回路(回路配置利用権)  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

植物新品種(種苗法)

営業秘密(不正競争防止法)

## 営業上の標識

商標(商標法)

商号(商法)

周知表示との混同  
著名表示(ブランド)の使用  
原産地等の虚偽表示  
ドメインネームの不正取得  
(不正競争防止法)

不競法について詳しくは後

工業所有権  
(特許庁所管)

# どこにどんな権利が？ (工業所有権・著作権とは)

権利には各々の定義があります。重複した保護があり得ます。

## 実用新案権

考案 (物品の構造、形状等) を保護 (出願から 6 年)

アンテナの  
収納構造

特許権  
実用新案権

液晶技術

発明・考案 (技術的なアイデア) を保護 (出願から 20 年)

## 商標権

商品やサービスに使用するマークを保護 (登録から 10 年。更新有)

商品名・ブランド名

★JPO

プログラム

## 著作権

創作的な表現を保護 (死後 50 年まで)

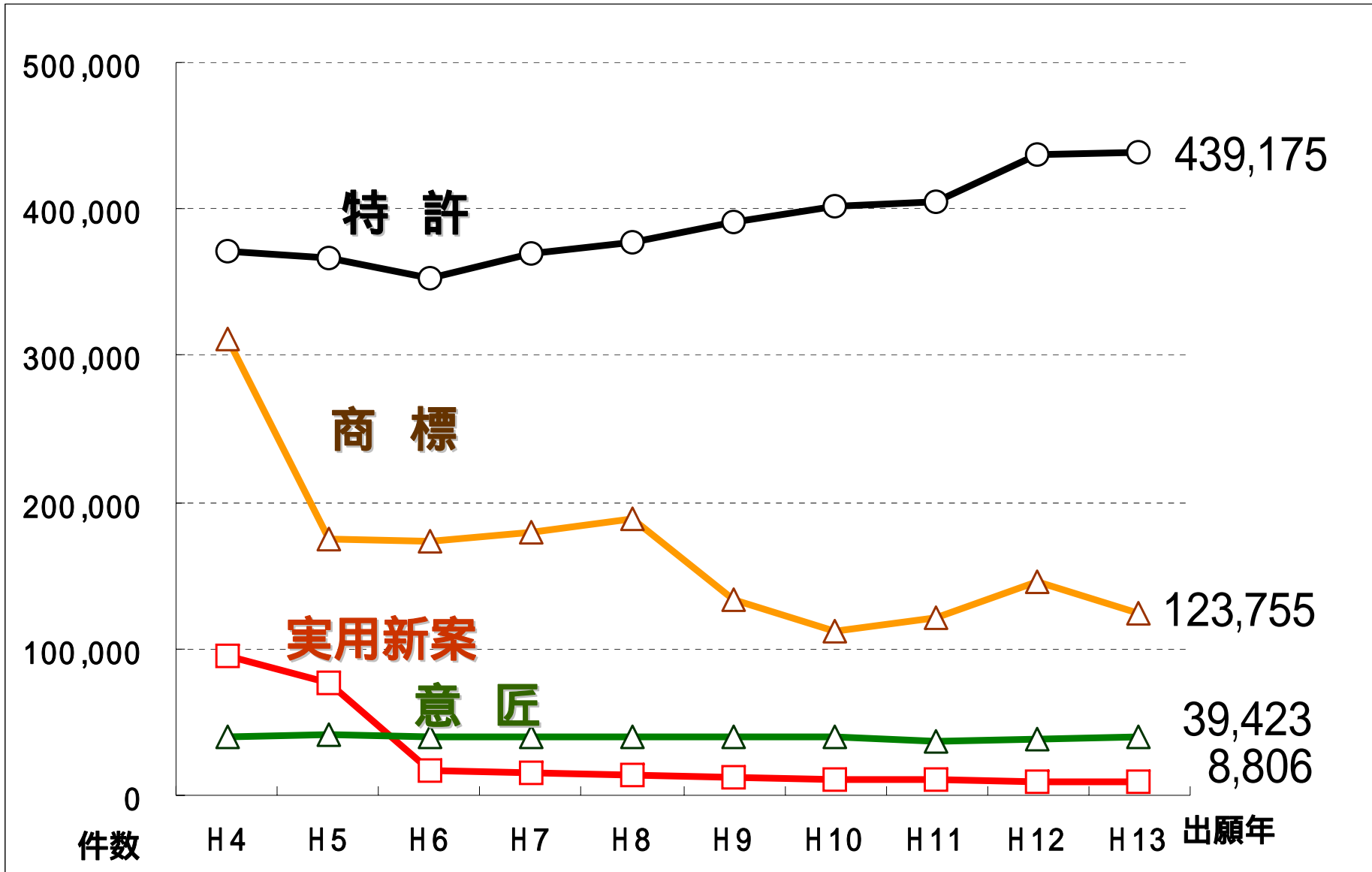
意匠権・不正競争防止法による保護

物品のデザインを保護 (登録から 15 年)

スマートな  
デザイン



# 工業所有權出願件数



# 発明って何だろう

「発明」=「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」(特許法第2条)

自然法則を利用



技術的思想



創作



高度

- × 自然法則に反するもの
- × 人為的取り決めであって自然法則を利用していないもの

技術 = 一定の目的を達成するための手段  
誰がやっても同じ結果が得られる

新しいことを創り出すこと

- × 「発見」や「解明」

従来にない新しい機能を発揮するもので、産業上の利用価値があれば改良品でも可



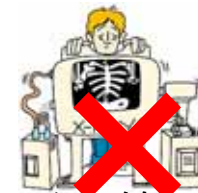
勉強方法

人間の精神活動にあたる時もダメ



フットボールの投げ方

技能はダメ



エックス線の発見

X線の特性を利用した装置なら創作

# 特許になる発明とは



産業として実施できるか

新しいかどうか  
(新規性)

容易に考え出すことが  
できないか(進歩性)

明細書の記載は規定  
どおりか

その他

- × 公然と知られた発明 (発表、TV放映)
- × 公然と実施された発明 (販売)
- × 刊行物に記載された発明 (特許公報、論文、書籍、インターネット)

当業者 (その分野の専門家) が  
容易に推考できない発明

当業者が実施可能な程度まで、具体的  
・ 詳細にその発明を説明しているか。

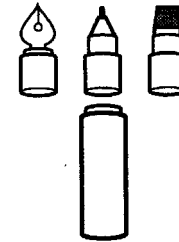
先に出願がないか

公序良俗に反する発明でないか

特許となる技術レベル

## 新規性・進歩性の判断

新規性あり  
進歩性あり



差し替えが  
可能なペン

新規性あり  
進歩性なし



細線と太線用を貼り付けたペン

新規性なし



細線のペン



太線のペン

現在の技術レベル  
(公知の従来技術)

# 新規性喪失の例外 (特許法30条)

## 新規性喪失の例外が認められる場合

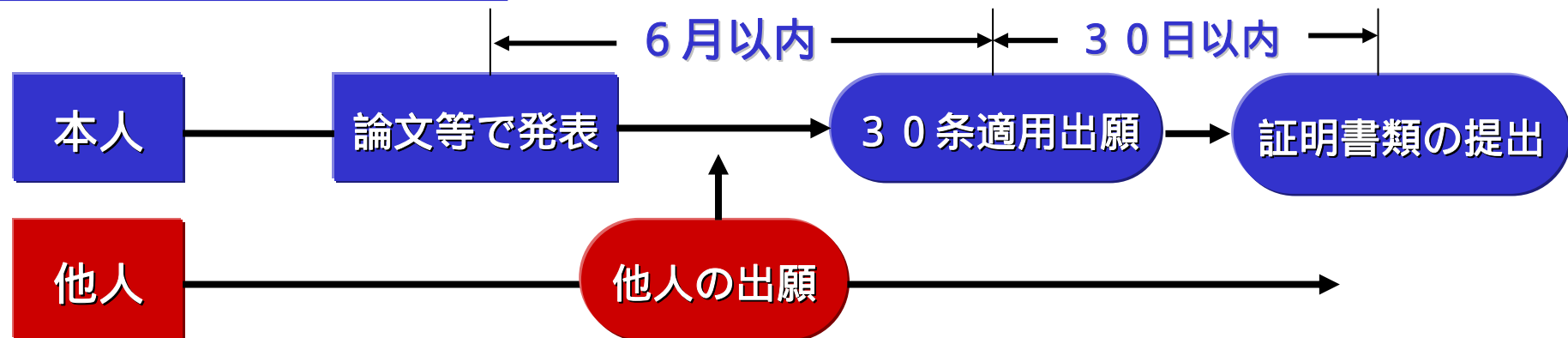
試験を行う  
刊行物に発表する  
インターネットで発表する  
特許庁長官が指定する学術団体（学会など）主催の  
**研究集会**で発表する  
特許庁長官が指定する**博覧会**へ出品する 等

大学、独立行政法人、  
公設試験場等も  
指定可能に

その結果

発明が初めて  
**公知**となる

## 発表と出願のタイミング



本人の出願 他人の先出願と同一であり拒絶される。  
他人の出願 論文が公知技術となり拒絶される。

# 特許を受けることができる者

## 発明の帰属 (発明はだれのものか)

**発明の完成**  
(特許を受ける権利の発生)

**権利は発明者のもの**  
(法29条柱書)

**発明者 = 出願人**

特許を受ける権利の移転  
も可能 (発明者から権利の承継  
を受けた者が出願人)

## 職務発明の場合の権利の帰属

企業の研究者による発明の完成

**職務発明**

業務発明

自由発明

従業者が  
特許を受ける  
権利を取得

**予約承継**  
(職務発明規程、就業規則)

**使用者 (企業)**

**従業者 (研究者)**

通常実施権を持つ  
(対価の支払不要)

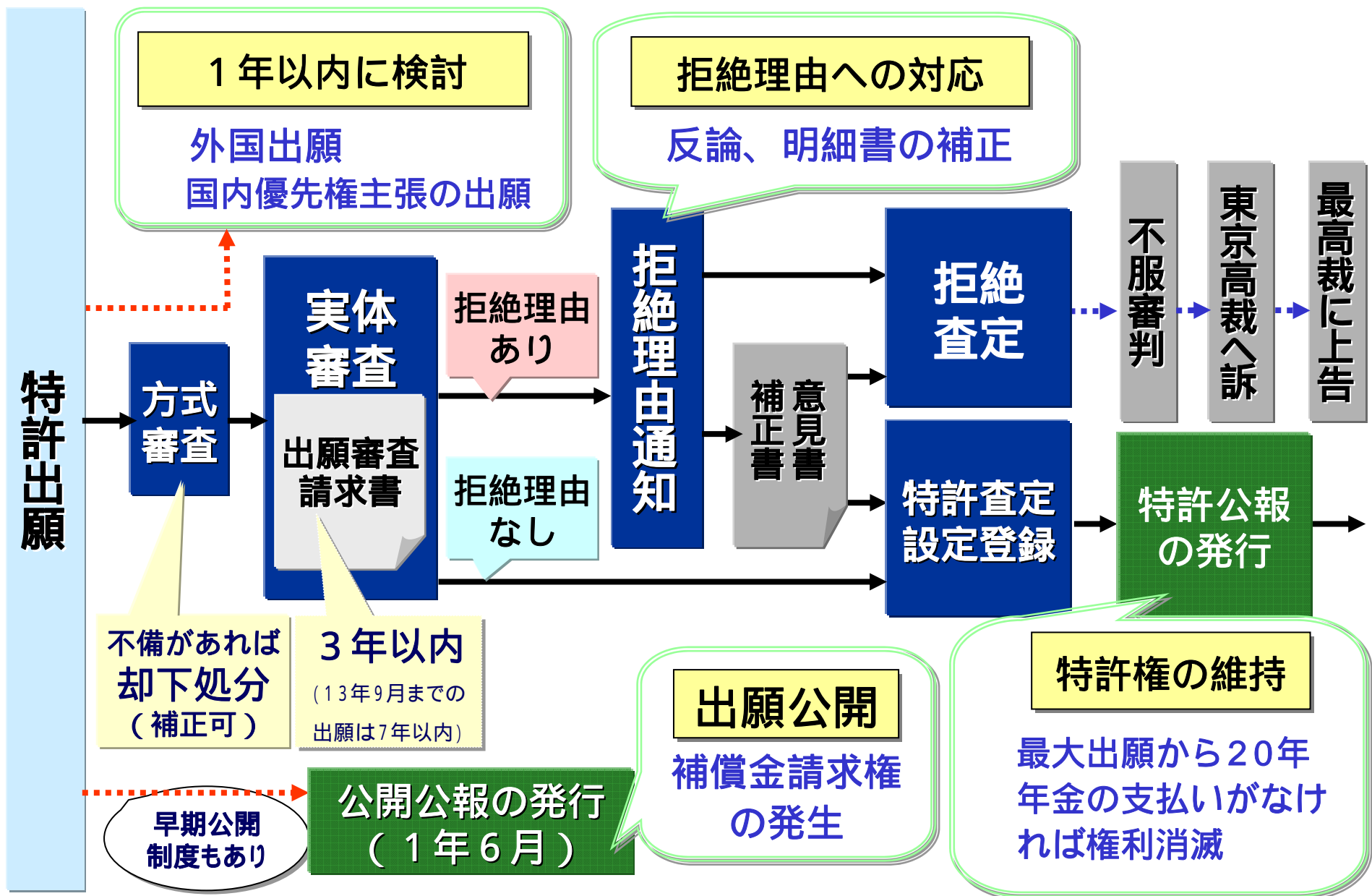
研究者 (従業者)  
から権利を承継

使用者から対価  
の支払 (報奨金、  
補償金等)

予め使用者に承継する契約等の定めは無効



# 特許出願から特許取得までの流れ



# 出願の手続

出願手続 61頁  
必要な書類 65頁

## 特許庁への手続

申請人

(特許の場合)

【願書】

【明細書】

必要な  
【図面】

【要約書】

パソコン出願  
書面による出願

ISDN回線

特許庁

オンライン出願  
オンライン発送  
オンライン請求  
オンライン閲覧  
オンライン補助

## パソコン電子出願 をするためには

パソコン等  
機器の購入・  
整備  
ISDN  
に加入

事前手続

識別番号付与請求書  
電子出願ソフト交付請求書

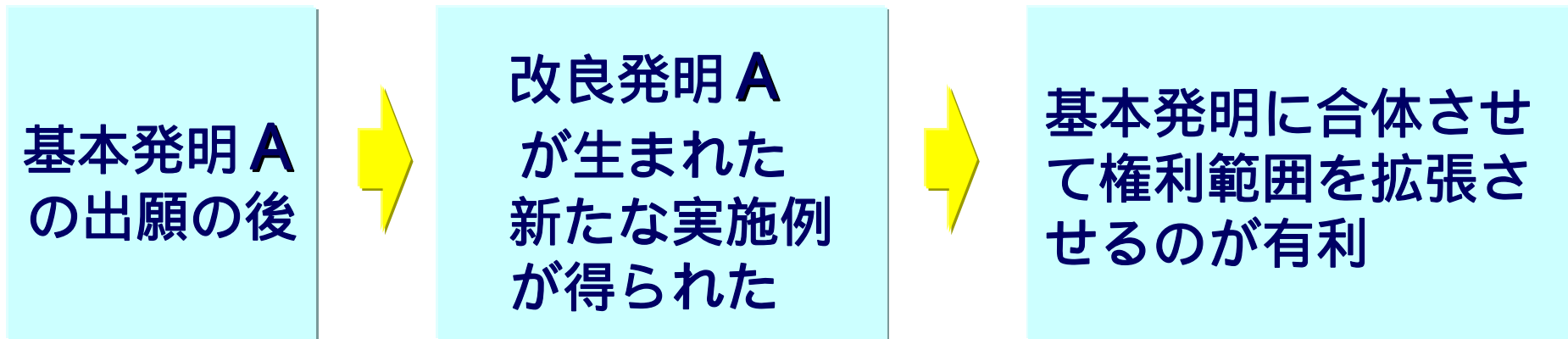
電子情報処理組織使用届  
特定通知等の受領希望届

予納届  
予納書(特許印紙)

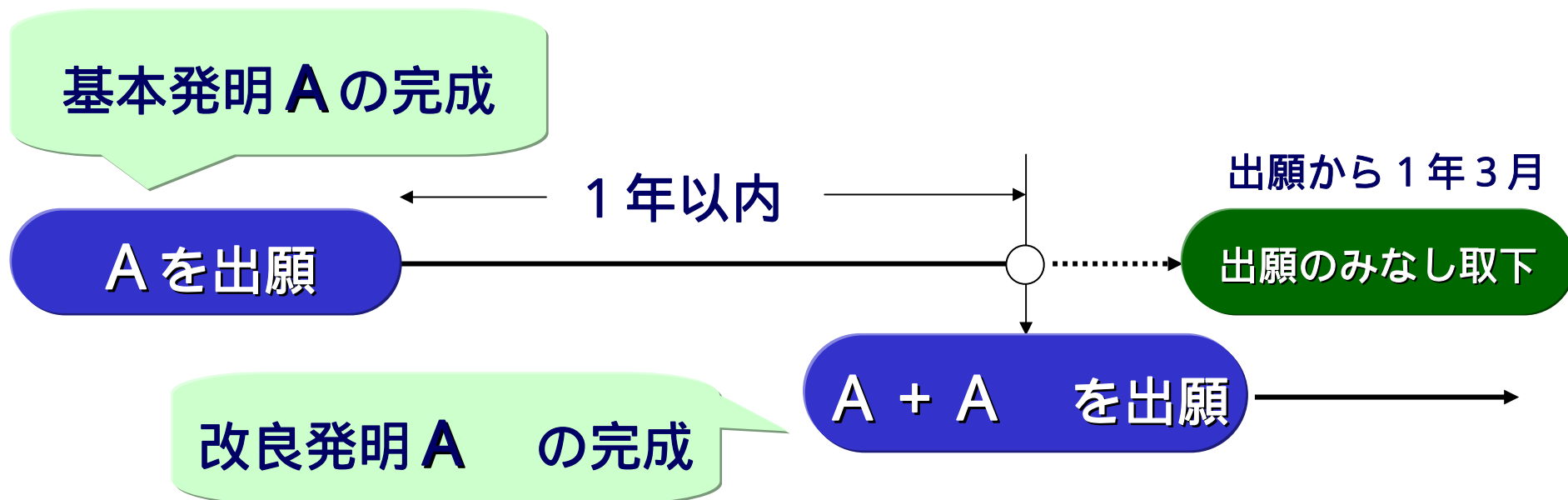
パソコン機器等ない者  
手続をあまりしない者

発明協会  
47都道府県支部  
共同利用パソコン

# 国内優先権に基づく出願

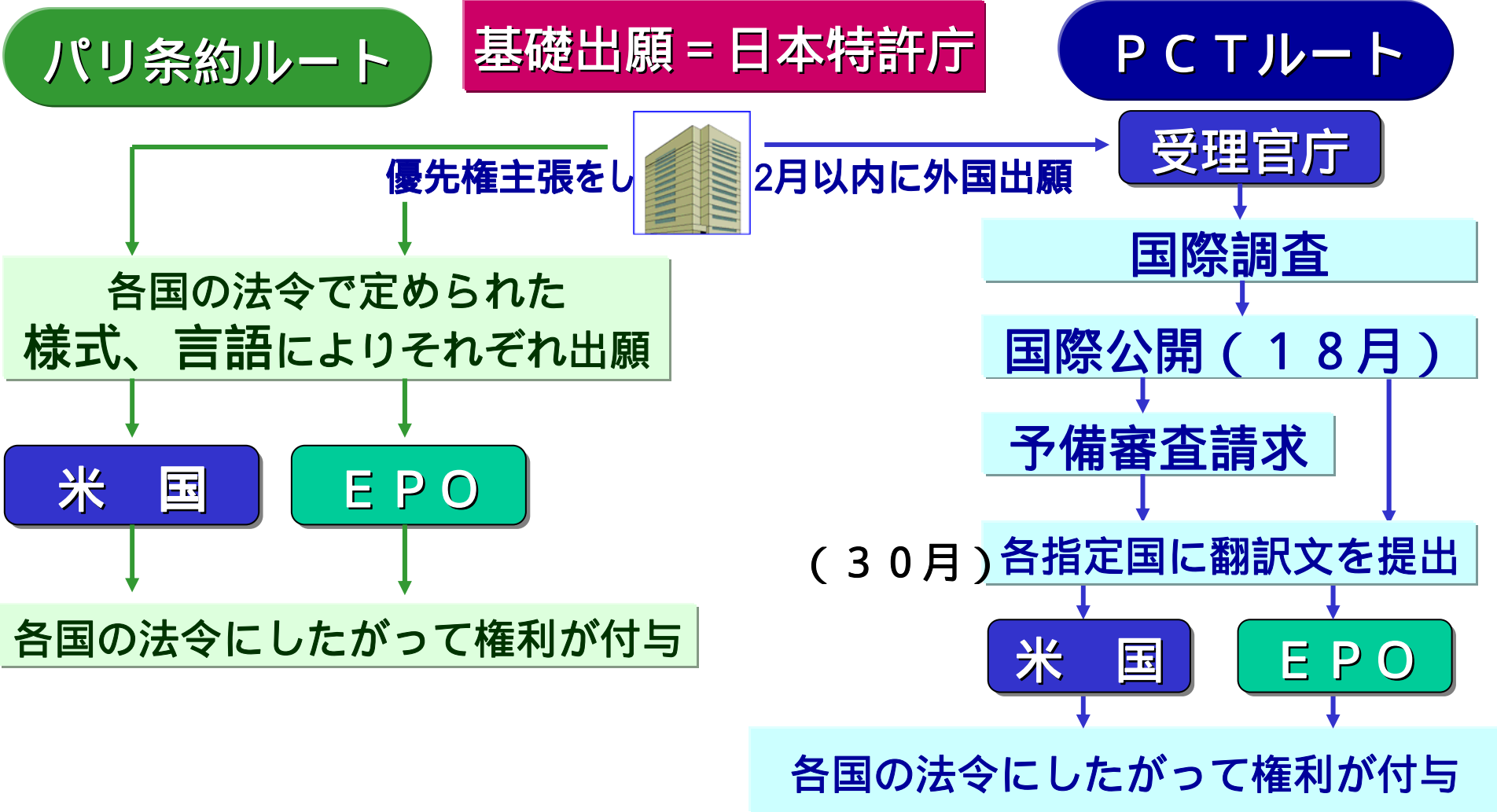


× 補正による新規事項追加の禁止



# 外国での権利取得

我が国で権利化しても、外国までは権利の保護が及ばない（属地主義）  
外国で製造、販売、使用するのであれば、その国においても特許の取得が必要。



# 権利の活用・侵害への対応

（権利者の活用）  
権利者の対応

侵害に対する  
権利行使

民事上の救済措置

刑事上の罰則

侵害への対応

十分な確証が得られた場合

警告

受入

和解

不受入

訴訟、仲裁

特許権の活用

自己実施  
ライセンス  
譲渡等  
資金調達

特許出願

公開公報

設定登録

特許公報

特許権存続

（第三者の阻止）  
第三者の対応

刊行物等提出書

警告への対応

特許権存在の確認  
特許発明の技術的  
範囲の検討

異議  
申立

無効  
審判

定期的な他社特許の監視、問題特許の早期発見

# 特許を受けようとする発明を検討しよう

## 特許権の範囲

× 発明そのものではない(文書の表現)

特許請求の範囲の記載に基づいて決定

## 明細書の二面性

権利書

技術文献



明細書は権利書

## 発明の表現形式

発明のポイントを深く掘り下げる

発明の種類 「物」「方法」「物を生産する方法」

# 明細書の書き方

【書類名】明細書

【発明の名称】 発明の内容を端的に表現

【特許請求の範囲】 特許権が及ぶべき技術的手段

【発明の詳細な説明】 発明の内容を理解して再現できるように明確かつ十分に記載

【発明の属する技術分野】 産業上の利用分野

【従来技術】 改良の基礎となる最新の従来技術

【発明が解決しようとする課題】 従来技術の問題点

【課題を解決するための手段】 請求の範囲記載の構成の説明

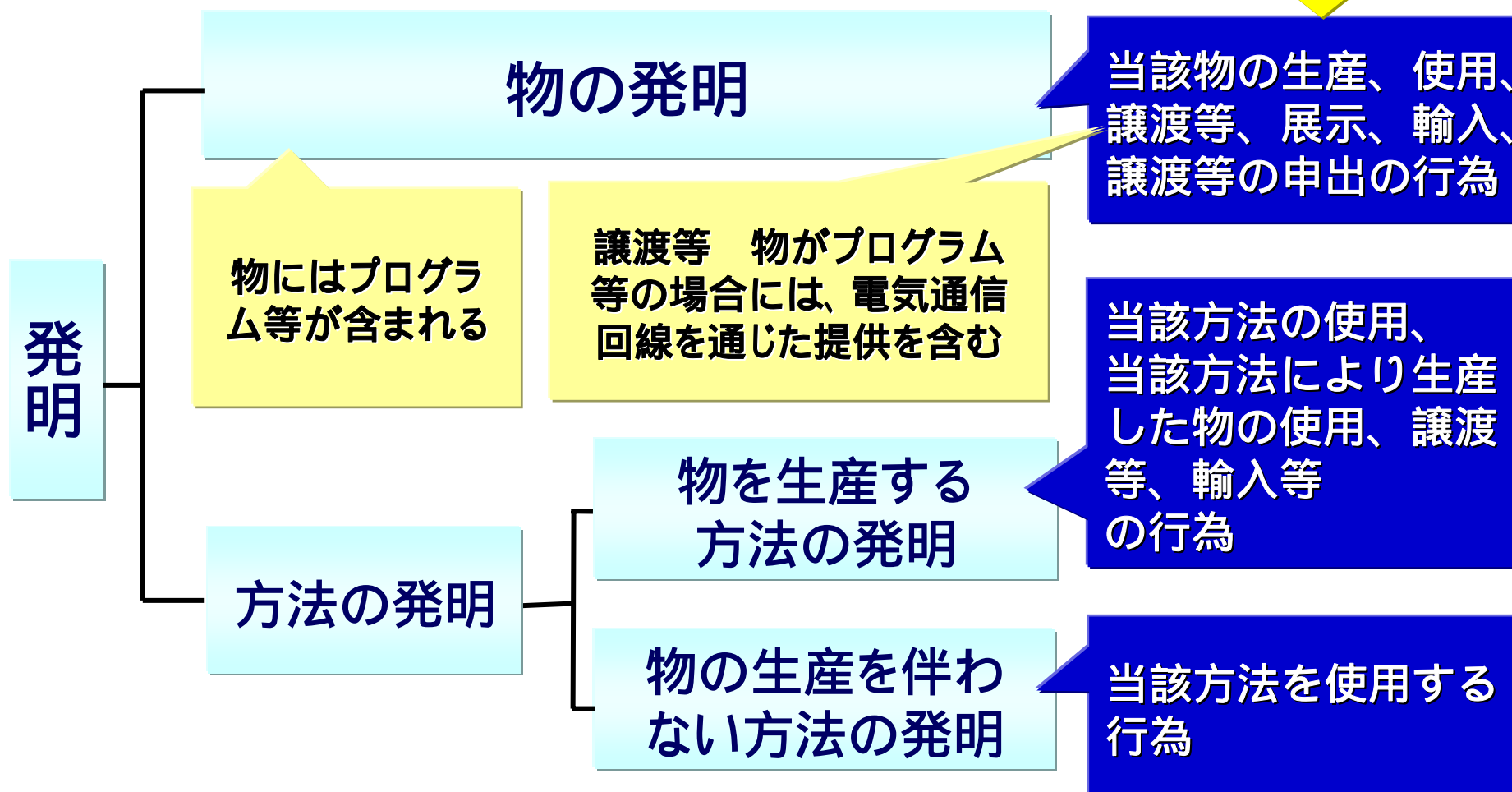
【発明の実施の形態】 当業者が実施できる程度の最良の実施可能例

【発明の効果】 従来技術より有利な点

【図面の簡単な説明】 発明の理解を助けるための図面の説明

# 発明の種類(表現形式)

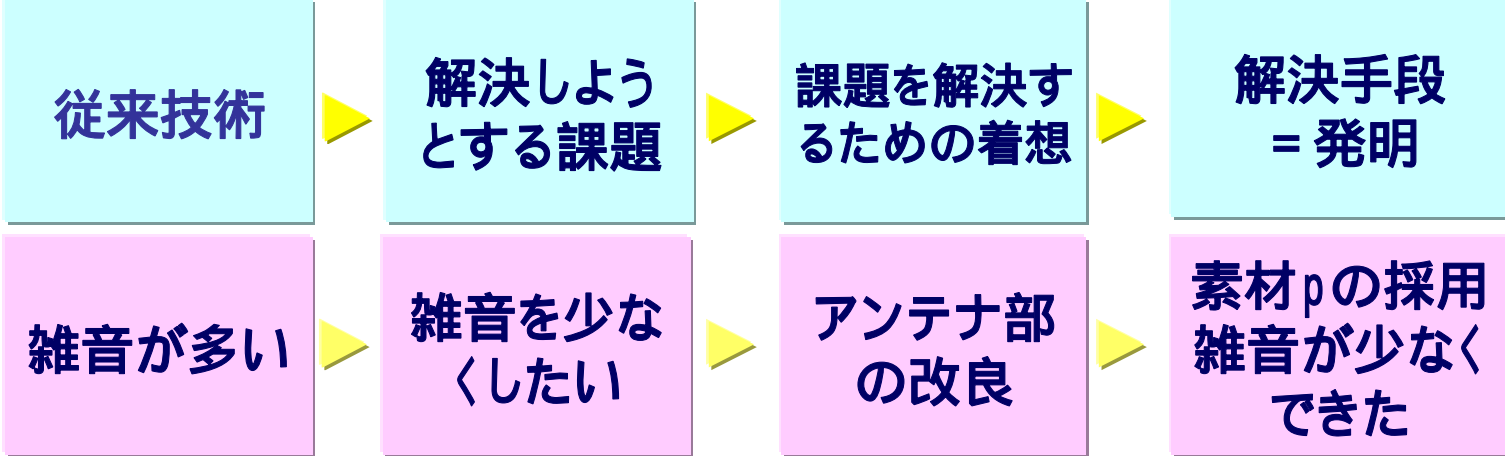
発明の表現形式(カテゴリー)によって権利の効力の及ぶ範囲が異なる





# 発明の本質を掘り下げよう

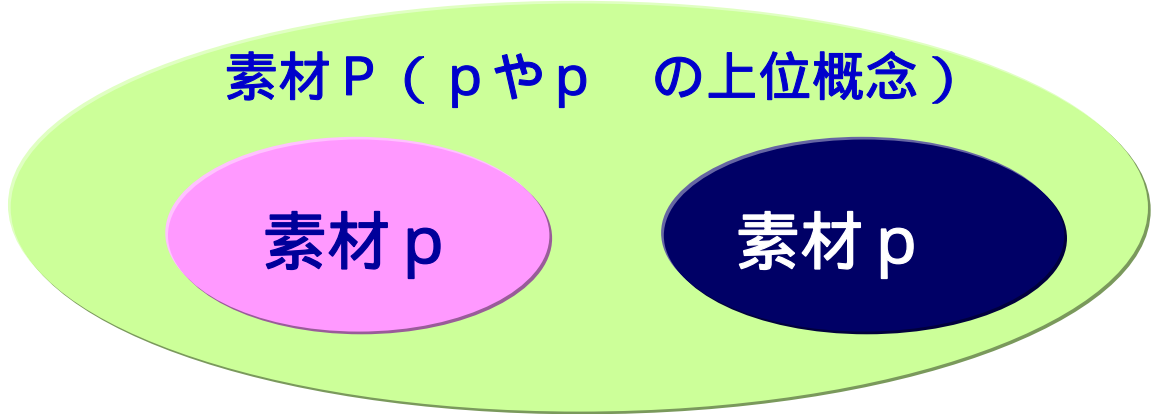
## 発明発掘のイメージ



携帯電話を例にとると

## 広い概念で発明を把握

素材pと同じ性状をもつその他の素材についても検討  
素材pは携帯電話以外でも使えるかもしれない(通信機)



# 特許発明の技術的範囲



断面が六角形（要件 A）の木製の軸（B）を有し、当該軸の表面に塗料を塗った（C）ことを特徴とする鉛筆（D）

特許発明の技術的範囲の定め方

特許請求の範囲基準の原則

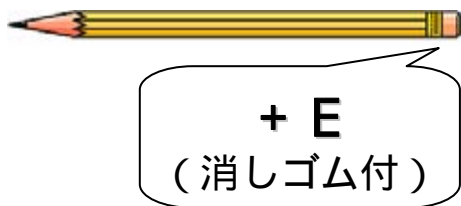
詳細な説明の参酌

出願経過の参酌

公知技術の参酌

構成要件

A + B + C + D



- A + B + C + D (範囲内)
- A + B + C + D + E (範囲内) (利用発明)
- A + B + D (範囲外)
- a + B + C + D (範囲外) (例外：均等)

利用発明（特許権の効力の制限）

権利者 X（先願） A + B + C + D

権利者 Y（後願） A + B + C + D + E

# 審査請求料・特許料の減免

対象	措置内容
国有特許 独立行政法人	免除（すべて）
認定 T L O	免除（すべて）
承認 T L O	審査請求料：半額軽減 特許料（1～3年分）：半額軽減
資力に乏しい個人	審査請求料：免除 特許料（1～3年分）：免除
	審査請求料：半額軽減 特許料（1～3年分）：3年間猶予
資力に乏しい法人	
大学等 大学等の研究者	審査請求料：半額軽減 特許料（1～3年分）：半額軽減
研究開発型中小企業	審査請求料：半額軽減 特許料（1～3年分）：半額軽減



# 特許情報の活用

研究開発

技術動向調査

重複研究の回避  
発明の手がかり  
技術変化、商品需要予測



設計  
製造前  
出荷前

発明創出  
出願前(新規性)調査

無駄な出願の防止  
明細書作成の参考  
従来技術の正確な把握

他社権利調査

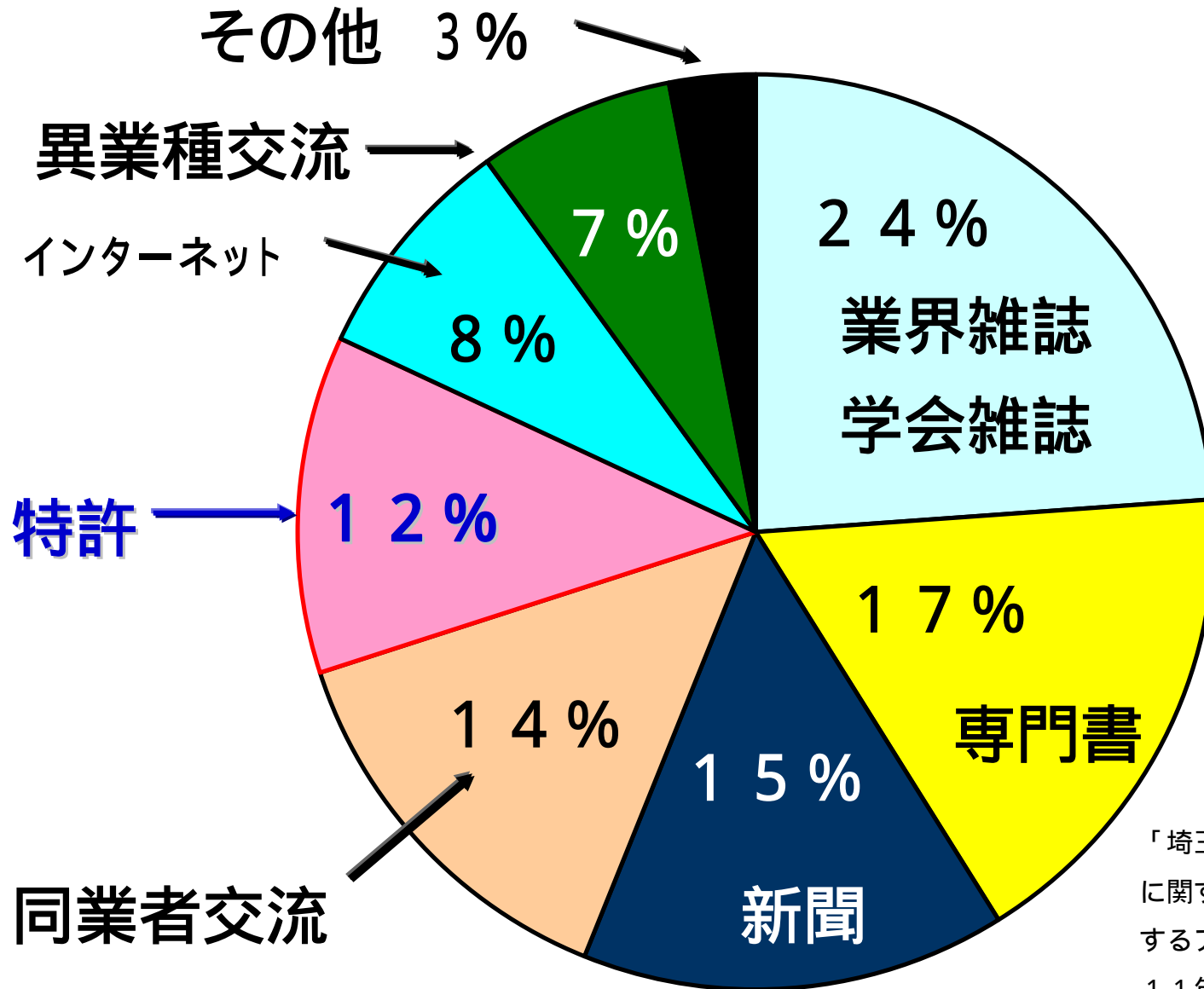
他社権利との抵触関係調査  
(意匠・商標等も調査)  
他社からの技術導入・技術提携の検討

侵害警告

公知例調査

権利の阻止(他社権利の出願前の公知例調査)

# 技術上の情報源は？



「埼玉県内企業における特許等の保有に関する実態及び特許流通の関心に関するアンケート調査報告」

11年度・埼玉県知的所有権センター

# 特許情報にアクセスしよう

## 特許情報の入手先

特許電子図書館  
(IPDL)

CD-ROM公報

出願書類、原簿

民間情報提供機関等

外国特許庁等

インターネット  
(自宅・オフィス)

専用端末機  
(特許庁・IPセンター)



# 特許情報の調べ方

## 主題調査

(当該技術分野の技術、権利調査)

## 企業動向調査

(他社の動向把握)

## 出願経過調査

権利状況調査

出願人

番号

国際特許分類  
(IPC)

技術用語  
(キーワード)

F I ・ F ターム

国際的に共通した技術的  
インデックス (検索キー)

H 0 4 M 1 / 0 2

アンテナの先にマイク  
がある携帯電話の調査

キーワード  
「アンテナ」「マイク」  
「携帯電話」



# IPCを活用しよう

(例) H 0 4 1 / 0 2

上位階層

**セクション (A ~ H)**

H 電気 109,768

H 0 4 電気通信技術 40,123

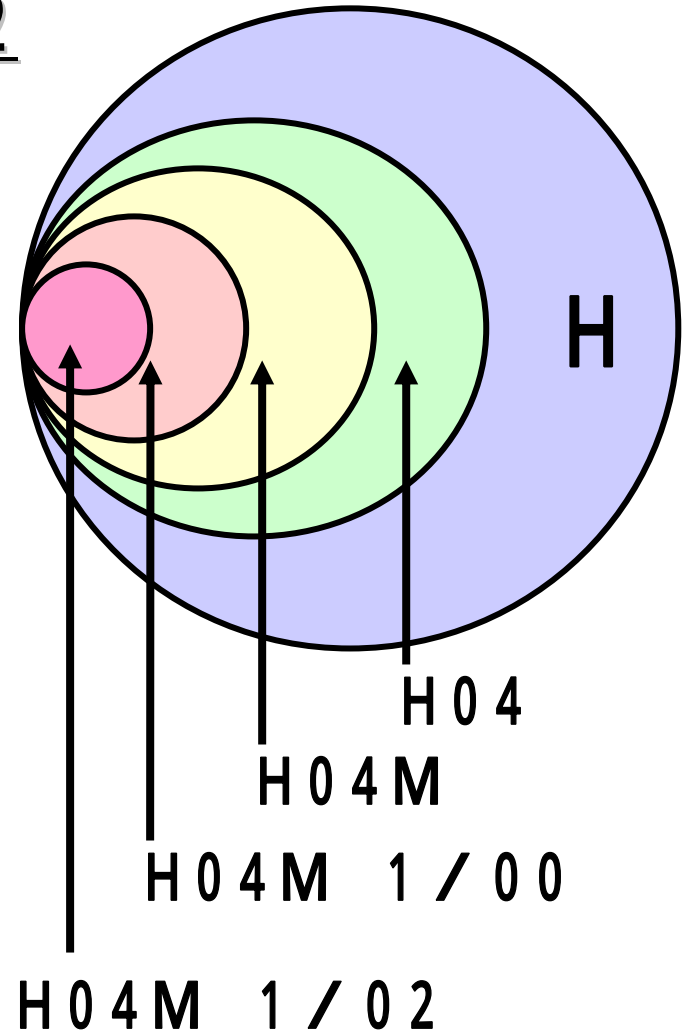
H 0 4 M 電話通信 6,893

H 0 4 M 1 / 0 0 サブステーション装置 3,670

H 0 4 M 1 / 0 2 ・電話機の構造的態様 1,236

**クラス**

**サブクラス**



下位階層



# 検索キー (FI・Fタームとは?)

**FI** = IPC を細分化した我が国固有のインデックス (A ~ Zまで)

原則 IPC 第7版を細展開  
(一部4版又は6版)

全年代公報の共通検索キー  
(IPCは5年ごとに改正)

19万項目 (IPC 7万項目)

IPC

A

B

C

D

⋮

Z

H 0 4 M 1 / 0 2 電話機の構造的態様

- A 表示・ボタン
- B 特殊な電話機
- C **コードレス電話機**
- D 公衆電話機
- ・
- Z その他のもの

# Fターム = IPCを多観点に展開した我が国固有のインデックス

特許審査の迅速なサーチを行うために開発された検索キー  
(関連先行技術を効率的に絞り込むことを目指す)

件数の多い技術分野ごとに開発  
(約2000テーマ)

FIを細分化、又はIPCと異なる複数の観点から展開

5 K 0 2 3	電話機の構造		
	H 0 4 M 1 / 0 2 - 1 / 2 3		
A A	AA 0 0	AA 0 1	AA 0 7
	用途	・公衆電話	・携帯電話
B B	BB 0 0	BB 0 1	BB 0 3
	目的・効果	・装飾性向上	・小型、軽量

テーマコードを特定



調査する発明の技術的特徴がタームリスト上どこに該当するか



検索式の入力、検索

5 K 0 2 3

携帯電話機

アンテナ

小型化

(IPDLのпатентマップガイダンスで  
IPC FI Fタームで特定)

A A 0 7

\*

L L 0 5

\*

B B 0 3

# 特許と実用新案の違い

	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から6年
権利になるまで	審査請求から平均2年弱	出願から約3月
費用 (登録から3年分)	約15万円	約4万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければならない
出願件数	年間約40万件	年間約1万件 (中小、個人が利用)

# 意匠法が保護する意匠

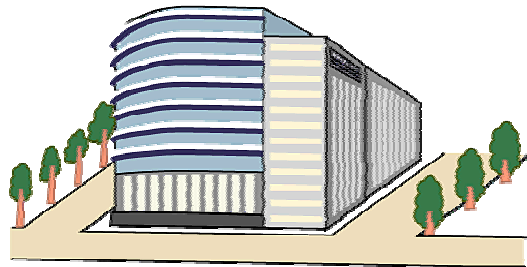
## 意匠の物品性

物品に係るものであること

(有体物である動産)

(認められない例)

× 土地建物などの不動産  
(プレハブ住宅は可)



× 噴水、花火



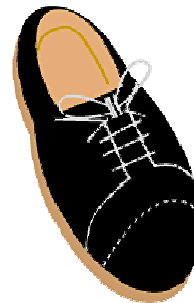
## 意匠の形態性

形態を有するものであること

(認められない例)

・ 物品自体の形態ではないもの

× ネクタイの結び目、  
× 靴ひもの結び目



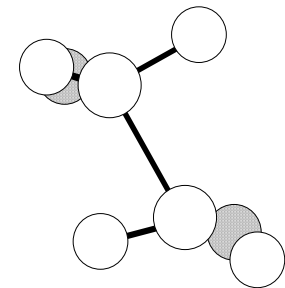
## 視覚性、美感性

視覚を通じて美感を起こさせるものであること

(認められない例)

・ 肉眼では物品の形態を認識できないもの

× 分子構造



× 塩、

× 砂糖 (角砂糖は可)



# 意匠の登録要件

## 意匠の登録要件

工業上利用できること

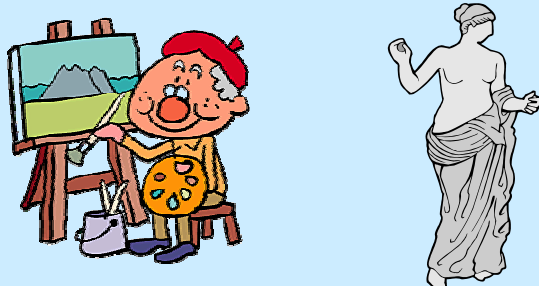
(量産可能なもの)

(認められない例)

× 自然物を意匠の主体に使用したもので量産できないもの



× 纯粹美術の分野に属する著作物



新規なものであること

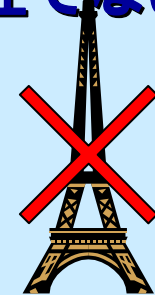
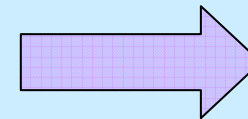
基本的に特許と同様

同一の意匠のほか、類似する意匠は新規性なし

容易に創作できた意匠でないこと



エッフェル塔



エッフェル塔の置物

## 意匠出願

1 物品ごとに  
1つの意匠を出願  
(組物を除く)

権利期間  
設定登録から15年

出願

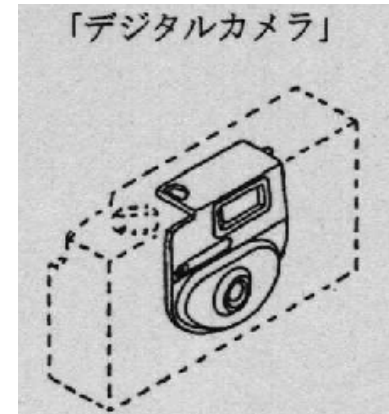
審査

登録

# 特殊な意匠登録出願

## 部分意匠

物品の一部に独創的な特徴があり、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような場合に有効な意匠



## 組物の意匠

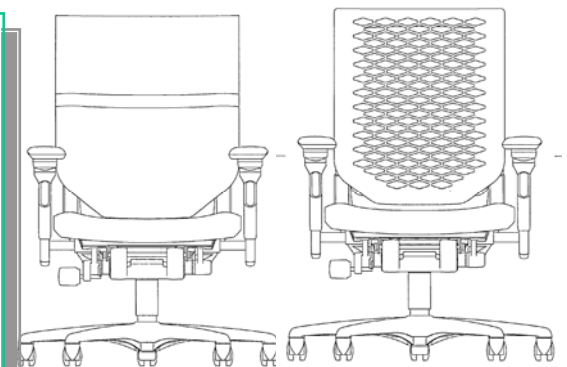
一意匠一出願の例外として、組物全体として統一があるときは、一意匠として登録可能（省令で定める56品目）



一組のオーディオセット

## 関連意匠

同時期に創作された多数のバリエーションの意匠について、同一出願人が同日出願した場合、関連意匠として登録可能



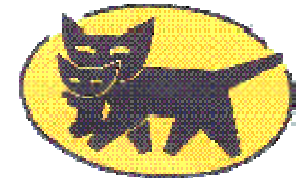
本意匠

関連意匠

# 商標とは

業者の商品やサービスに使用するマーク  
他の商品やサービスとを識別するマーク

EPSON



商標の  
はたらき

出所の表示

品質の保証

広告・宣伝

## 商標法の目的

権利者



使用者の業務上の  
信用の維持



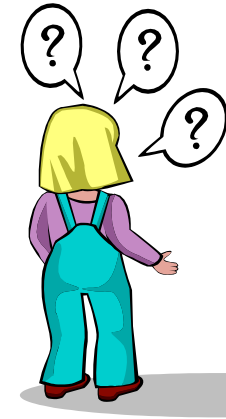
産業の発展

ユーザー



ユーザーの利益の保護

# 識別力のない商標(商標法3条)



普通名称のみを表示する商標

ポケットベル

業界で慣用されている商標

観光ホテル

単に産地等や品質等のみ  
を表示する商標

信濃の国

足ムレ対策

ありふれた名字、名称のみを  
表示する商標

若月

極めて簡単で、ありふれた  
標章のみからなる商標

888

何人かの業務に係る商品、  
サービスが識別できない商標

平成

当該標章を使用  
した結果、  
ユーザーサイ  
ドにおいて識  
別性を有する  
と判断されれ  
ば、登録可能

ニッポンハム



# 登録できない商標(商標法4条)

他人の登録商標と  
まぎらわしい商標

他人の登録商標と  
同一(類似)の商標  
+  
指定商品・役務と同一  
(類似)の商品・役務  
に使用するもの

商標の類否判断

称呼  
(呼び方)

外観  
(外形)

観念  
(意味合い)

公益性に反する商標



国旗、菊花紋章等

経済産業大臣が  
指定した 外国政  
府、国際機関等の  
ロゴマーク



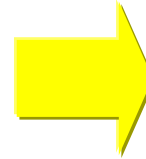
国、公共団体等  
を表示する著名  
な標章



公序良俗に  
違反する商標

# 使用する商品やサービスを指定

出願時に1又は2以上の  
商品(役務)を指定



指定した商品(役務)  
の範囲内で権利を行使

【第33類】

【指定商品】 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

第33類

【28A01】  
日本酒(清酒、焼酎、...)

【28A02】  
洋酒、果実酒

【28A03】  
中国酒

【28A04】  
薬味酒

【第33類】  
【指定商品】 日本酒

権利範囲



ワイン



清酒

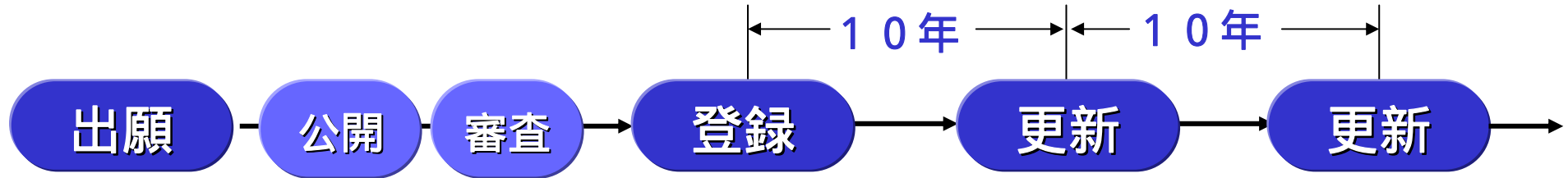


ウイスキー

# 登録・更新、不使用取消

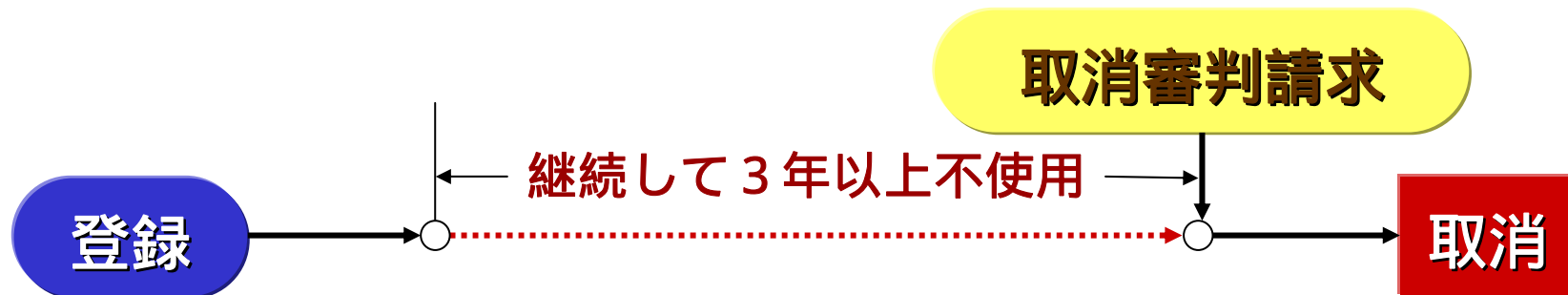
商標の出願・  
登録・更新

更新を繰り返すことにより半永久的な権利として存続する。



商標の不使用取消

継続して3年以上登録商標を使用していない時は、何人も当該商標権を容易に取り消すことができる。



## (参考)無形資産の活用

産業の国際競争においては、労働・生産コストの多寡よりも付加価値の創造力が大きな要素。今後、日本企業のブランド価値を高め、「日本ブランド」の復権を通じた我が国産業の競争力強化を図ることが重要。

時計の輸出の国際比較

	輸出額(百万スイスフラン)		輸出単価(スイスフラン)	
	1999年	2000年	1999年	2000年
スイス	8170	9319	261	312
日本	496	371	42	42
香港	470	205	8	10
ドイツ	464	566	89	94
イギリス	320	280	52	51
フランス	297	363	56	67
世界平均	-	-	88	145

(資料)スイス時計協会資料  
(備考)ドイツについては推定値。

競争力と労働コスト

順位	競争力	労働コスト
1	米国	ドイツ
2	シンガポール	ノルウェー
3	フィンランド	日本
4	ルクセンブルク	スイス
5	オランダ	デンマーク
6	香港	ベルギー
7	アイルランド	スウェーデン
8	スウェーデン	米国
9	カナダ	オーストリア
10	スイス	フィンランド

(資料)IMD「THE WORLD COMPETITIVENESS YEARBOOK 2001」

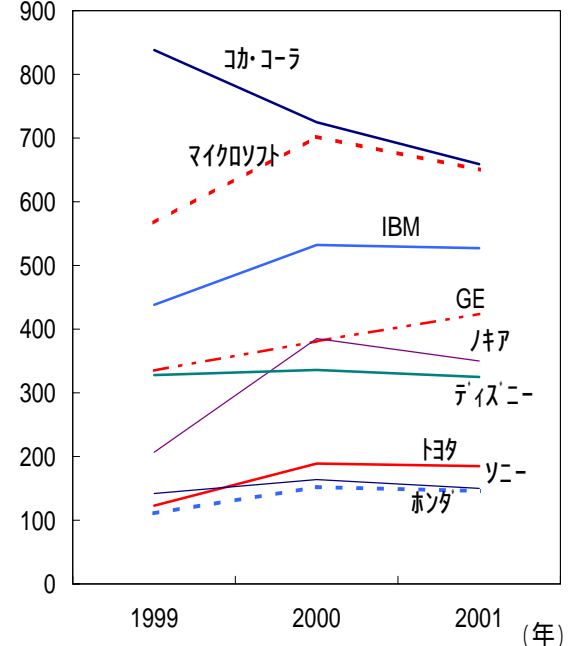
(備考)労働コストは、製造業における一人当たり賃金の高い順。

ブランド・ランキングの推移

		1999	2000	2001
コカ・コーラ	米	1	1	1
マイクロソフト	米	2	2	2
IBM	米	3	3	3
GE	米	4	6	4
ノキア	フィンランド	11	5	5
インテル	米	7	4	6
ディズニー	米	6	8	7
フォード	米	5	7	8
マクドナルド	米	8	9	9
AT&T	米	9	10	10
トヨタ	日本	20	15	14
ソニー	日本	18	18	20
ホンダ	日本	24	20	21

(資料)インターブランド社(英)  
(備考)インターブランド方式(ブランドによって創造される利益をブランドの強さによって現在価値に割引くアプローチ)により算出されるブランド価値評価に基づく順位。

(億ドル) 主な企業のブランド価値の推移



(資料)インターブランド社(英)  
(備考)インターブランド方式に基づくブランド価値評価。

# 著作権 (Copyright)

特許権 = アイデア (思想) を保護

上位概念

著作権 = 創作的な表現を保護



著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう (著作権法第2条)。

例えば、小説論文等の言語の著作物、音楽の著作物、  
舞踏又は無言劇の著作物、絵画等美術の著作物、  
...映画、写真、プログラム、データベース等。(同法10条等)

著作権者は、著作者人格権 (公表権、氏名表示権、同一性保持権) を有するほか、複製権、上演権、公衆送信権、貸与権、譲渡権等を有する。

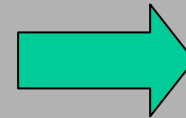
創作と同時に権利が発生する (登録により権利が発生するわけではない)

# 不正競争防止法について

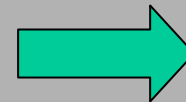
**不正競争(2条1項)**  
混同惹起行為  
著名表示冒用行為  
商品形態模倣行為  
営業秘密に係る不正行為  
アクセス・コピー管理技術の迂回機器等  
の提供行為  
誤認惹起行為  
信用毀損行為  
代理人の商標冒用行為  
ドメインネームに関する不正行為への対応  
(サイバースクワッティングなど)

**その他の規制対象行為(9条、10条関係)**  
外国国旗の商業的使用  
国際機関表彰の商業的使用  
外国公務員等に対する不正の利益の供与等

**今後の検討課題**  
営業秘密侵害に対する刑事罰の創設  
損害賠償規定の強化  
等。



民事的救済  
(のみ刑事  
罰有)



刑事罰

# 第3部

知的財産に関する最近の議論の動向

# 知的財産戦略の早期樹立

## 知的財産戦略会議

内閣総理大臣、関係閣僚、外部有識者で構成

## 内閣官房

IT戦略本部  
司法制度改革推進本部

## 内閣府

総合科学技術会議

知的財産戦略専門調査会

産学連携サミット

## 経済産業省

産業競争力戦略会議

産業構造審議会知的財産部会

*産業競争力と知的財産を考える研究会*

## 文部科学省

科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会知的財産WG

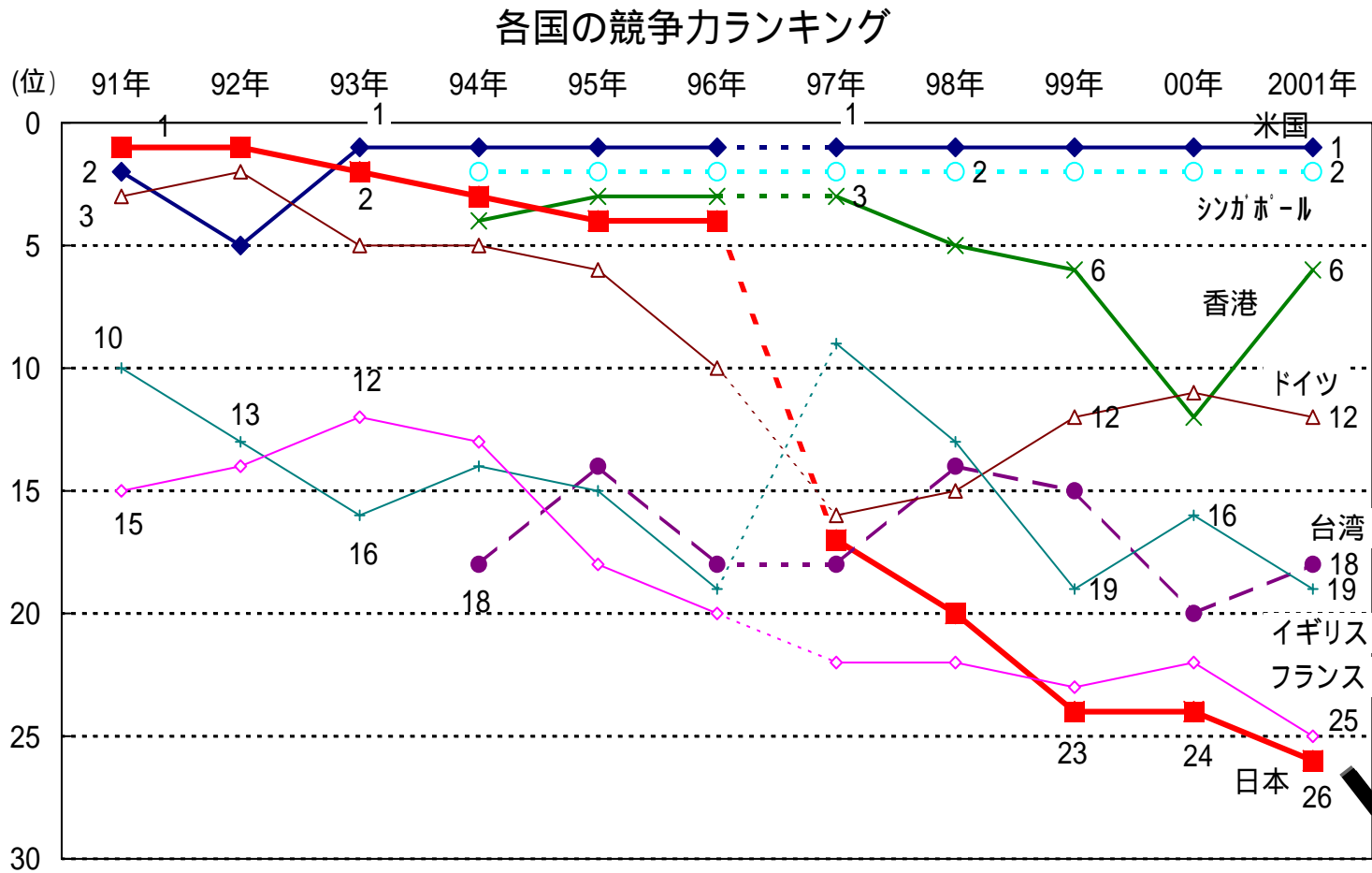
研究開発成果の取り扱いに関する研究会



1. 産業競争力と知的財産

# (1) 低迷する日本の総合競争力

我が国は、1991年の1位から、2001年には26位に低下。



(資料)IMD「World Competitiveness Yearbook 2001」  
(備考)97年以降については、新基準に基づくデータ。

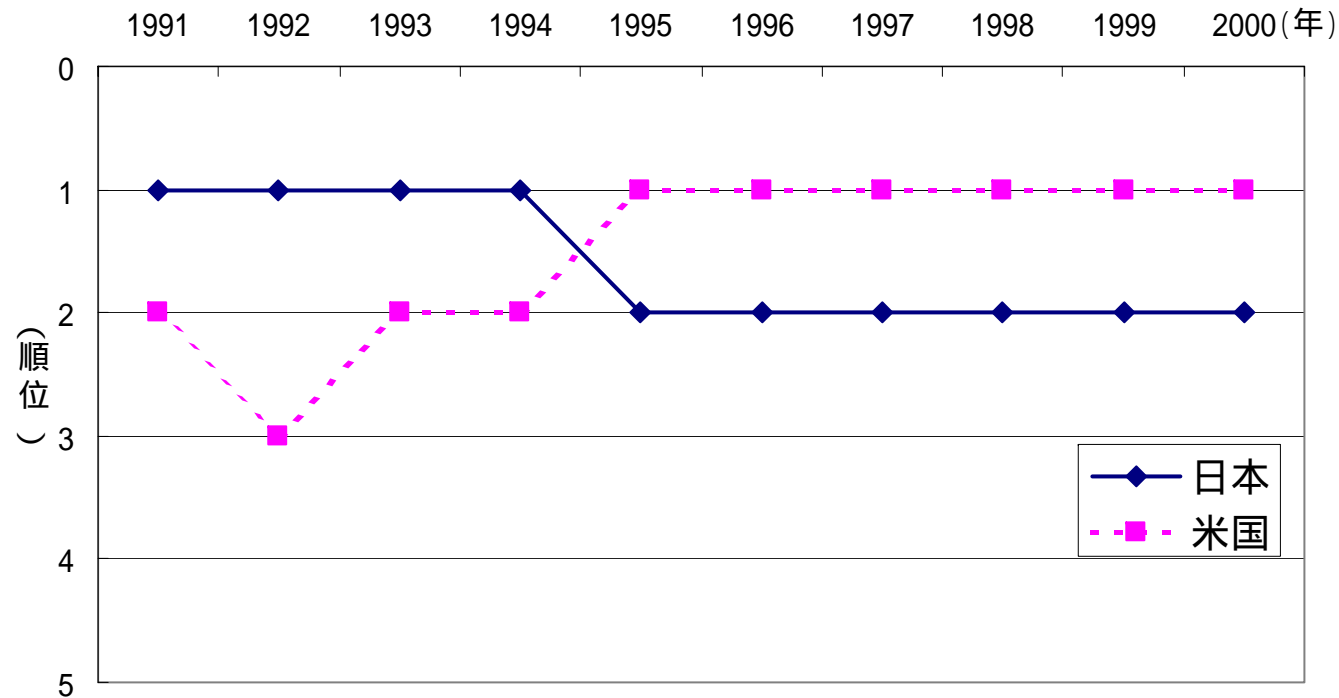
**30位**

## 1. 産業競争力と知的財産

### (2) 維持されている日本の技術力

科学技術の競争力がまだある今だからこそ、早く手を打つ必要がある。

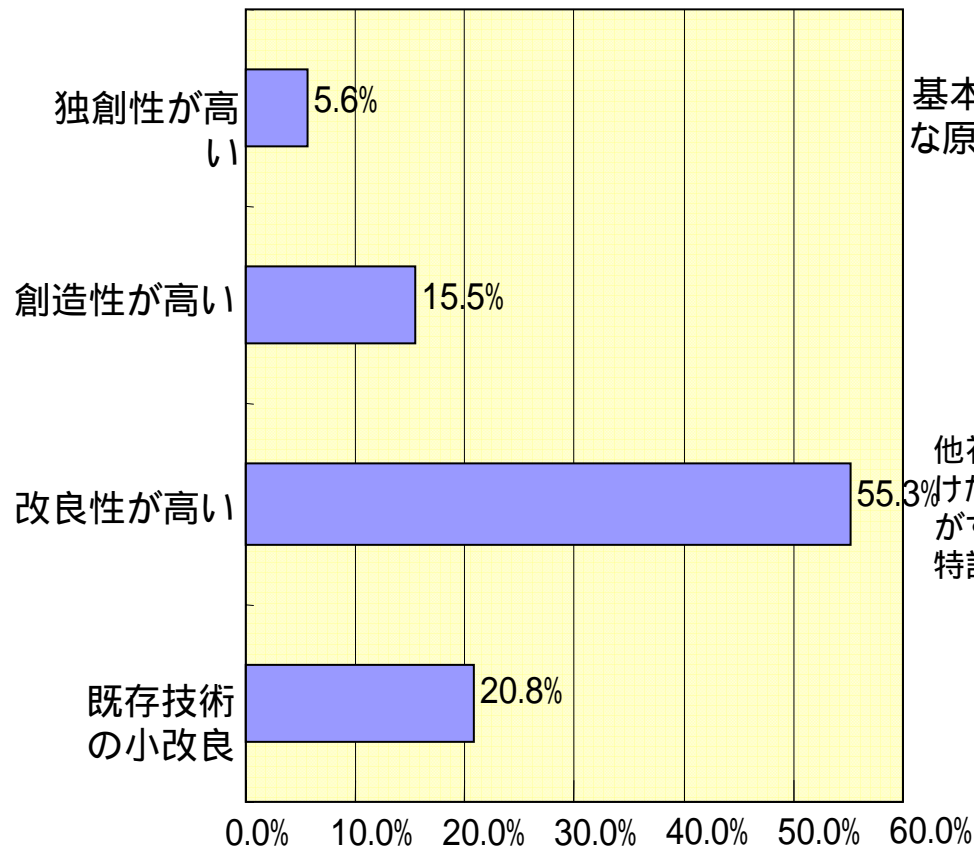
日本の競争力(科学技術)



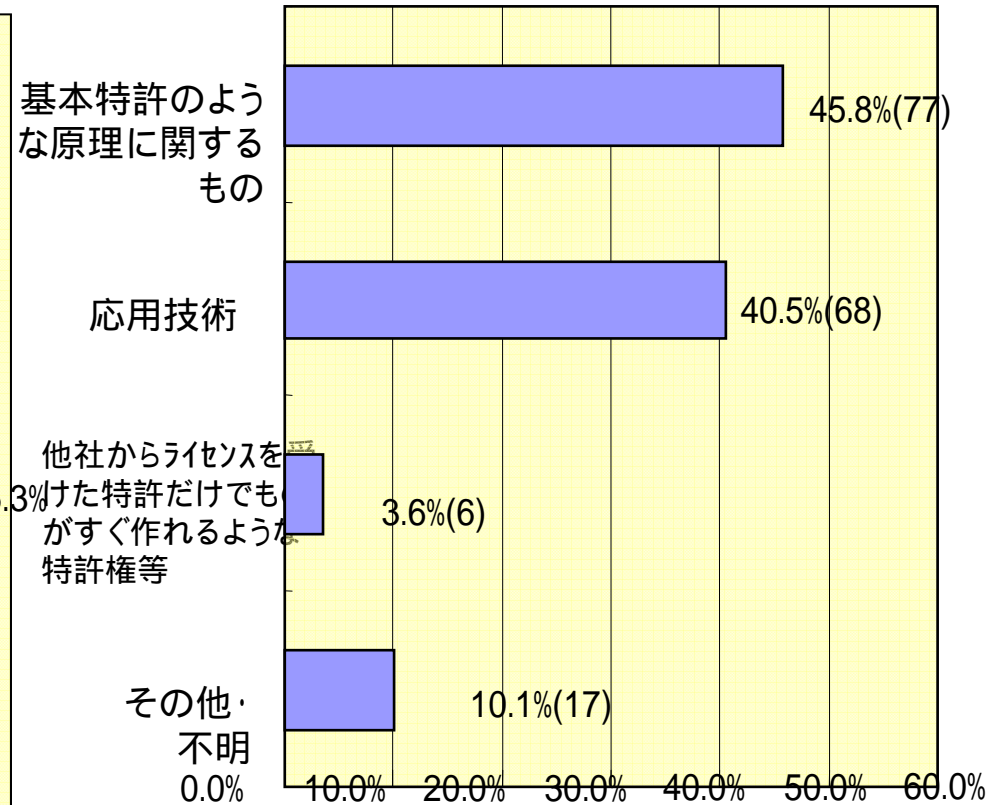
(資料)IMD「World Competitiveness Yearbook」

# 我が国企業は基本特許・先端特許が弱い

## 日本企業における自社特許の技術レベル評価



## 日本の大手企業が必要としている技術



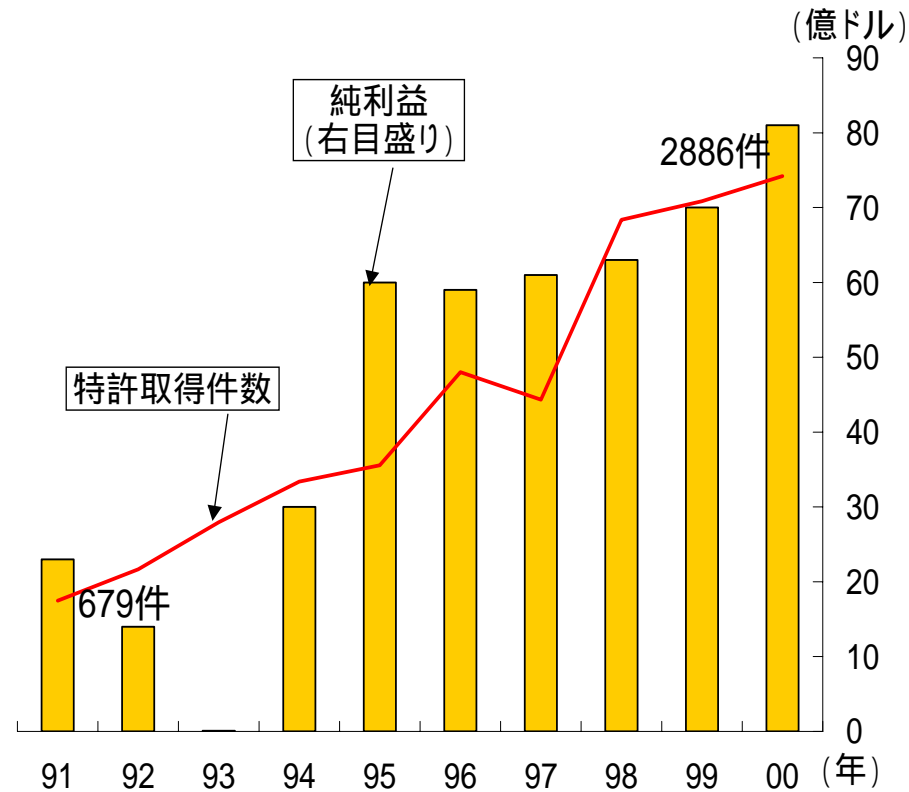
資料：(財)日本テクノマート「未利用特許情報実態調査報告」(平成8年)

出典：(財)日本テクノマート「特許流通施策のフォローアップ調査」報告書(平成12年3月)

## (4) 知的財産で高収益を上げる米国企業

米国で9年連続して特許取得件数1位のI社は、高収益を実現。

I社の特許取得件数と純利益の推移

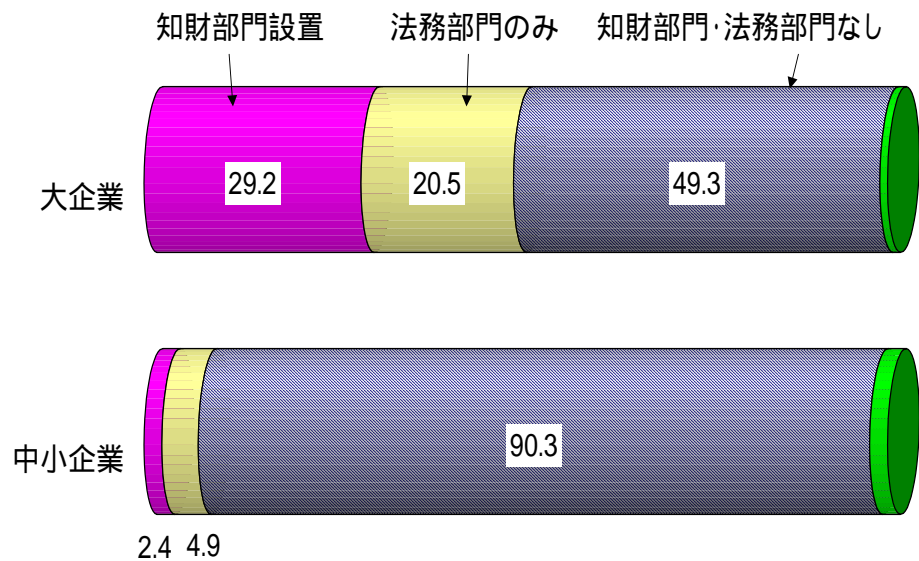


(資料) I社ホームページより作成

# (1) 我が国企業の知的財産戦略は不十分

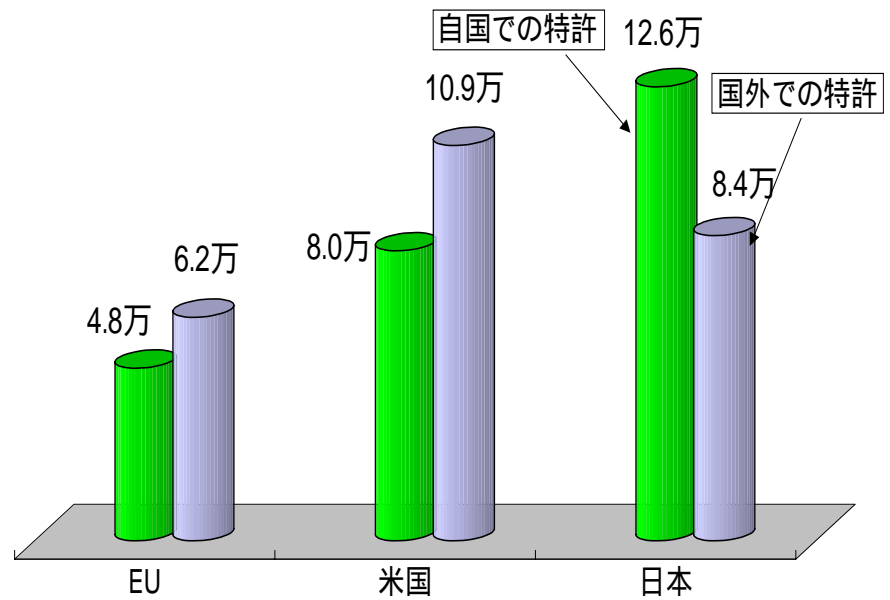
我が国では、知的財産部門設置は大企業でも約3割。特許取得は国内偏重。

日本企業における知財部門の設置状況 (%)



(資料) 経済産業省「通商白書2000」より作成

自国内・国外特許取得件数比較 (1998年)



(資料) WIPO統計より作成

# 知的財産移転を劇的に拡大させて成功 スタンフォード大学の例

**1950～60年代**

研究成果の移転による収入 15年間で計5,000ドルのみ

**1968年**

研究成果移転事業をスタッフ1名でスタート  
最初の1年間のみで55,000ドルもの収入

**1970年**

スタンフォード大学特許管理事務所(TLO)設立

**1982年**

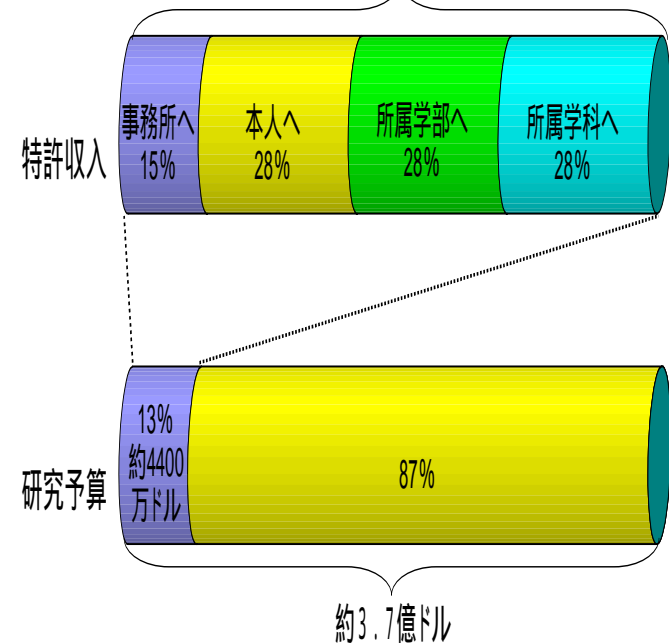
DNA技術の移転のみで1年間に1,400万ドルの収入  
を獲得(ノーベル賞受賞のコーエン教授とボイヤー教授による  
遺伝子組替技術)

**1996年**

ライセンス収入:4,400万ドルに拡大  
220件のライセンス スタッフ20名  
スタンフォード大学全体の研究予算の約13%を稼ぎ出し  
ている。

スタンフォード大学特許管理事務所の特許収入・研究予算  
(1996年)

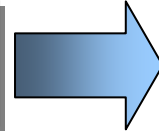
約4,400万ドル



(資料)スタンフォード大学HPより作成

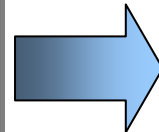
## (6) 米国政府は知的財産政策で産業競争力強化

1978年カーター大統領  
知的財産裁判機能の強化提言



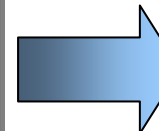
1982年  
CAFC(特許高等裁判所)創設

1979年カーター大統領  
「米国産業技術政策に関する大統領教書」  
技術移転促進の提言等



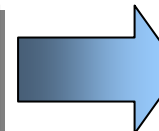
1980年  
バイ・ドール法  
(政府援助の研究成果を民間の開発者に帰属させる制度)

1985年レーガン大統領  
「産業競争力委員会」“ヤングレポート”  
国外市場での知的財産権保護強化等提言



1988年  
スペシャル301条成立  
(知的財産保護の不十分な国を優先監視する制度)  
1994年  
ウルグアイ・ラウンドでTRIPS成立(知的財産保護の最低水準を設定)

1995年クリントン大統領  
中国政府と模倣品対策について集中交渉



1995年  
米中合意に基づき偽造CD等の生産拠点閉鎖

バイエル社 ミレニアム社・ロイヤリティ: 558億円・契約: 1998年・対象特許: ゲノム創薬の関連特許  
モンサント社 ミレニアム社・ロイヤリティ: 412億円・契約: 1997年・対象特許: 組換え植物の関連特許  
データの出所は「各社の公表データ」 (\$1=120円換算)

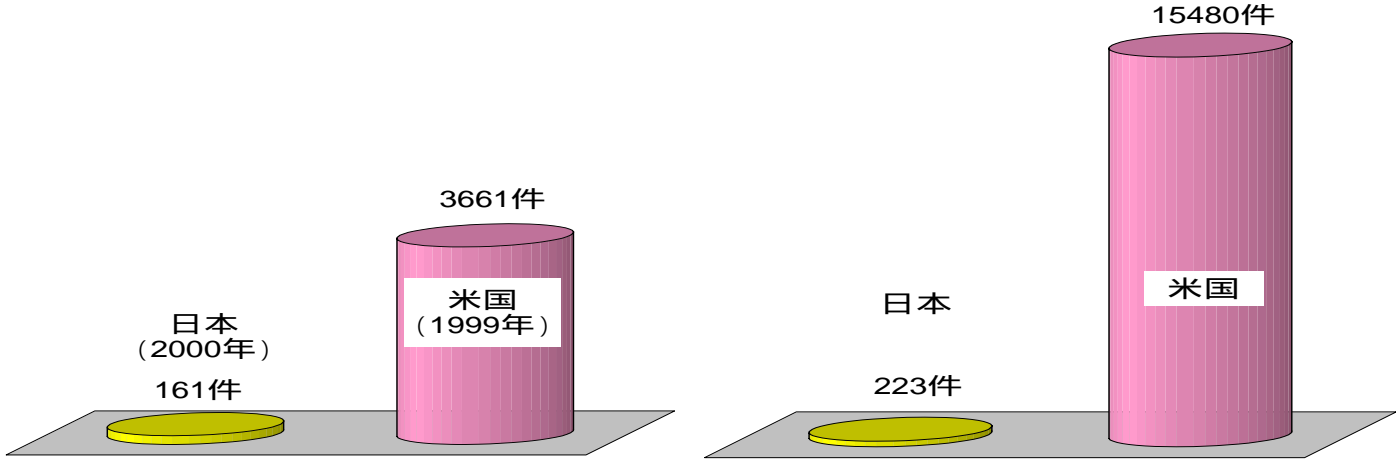
# (1) 我が国の大学は先端技術の研究開発・特許取得とその活用のための取組強化が急務

我が国の大学における特許出願件数等は近年大幅に増加しているものの、米国と比較して極めて少数。

	1997年	2000年
特許出願件数	149件	557件
特許取得件数	90件	161件

大学の特許取得件数

大学のライセンス件数  
(1994～の累積)



(資料) 特許庁調べ、経済産業省調べ、Association of University Technology Managers, Inc.「AUTM Licensing Survey」より作成  
 (備考) 日本の大学においては、教員の発明にかかる特許の大多数が、教員個人帰属となる(この場合は、大学の特許取得数に含まれない。)が、米国では、ほとんどが大学に帰属する点に留意する必要がある。  
 日本の特許出願件数は国有特許・学校法人特許であり、個人有特許を含めると5倍以上になると考えられる(現行では日本の大学の特許は個人有が原則)。



# 技術移転の必要性(大学への期待)

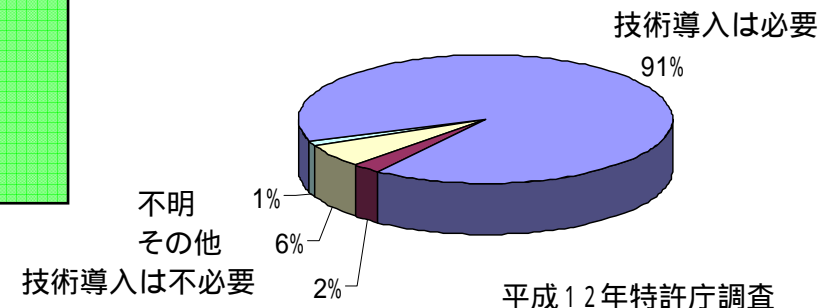
企業において基礎研究から商品開発までの全てを行う <自前主義>  
自前の「中央研究所」を持ち、導入技術に頼らない NIH syndrome

国際的大競争時代を勝ち抜けるような、創造的な技術シーズの産業化による「プロダクトイノベーション」の必要性が増大。  
基礎技術開発のリスク・技術進歩の方向性の不透明さの増大  
——大学の萌芽的研究とそこから生まれる独創的技術への期待

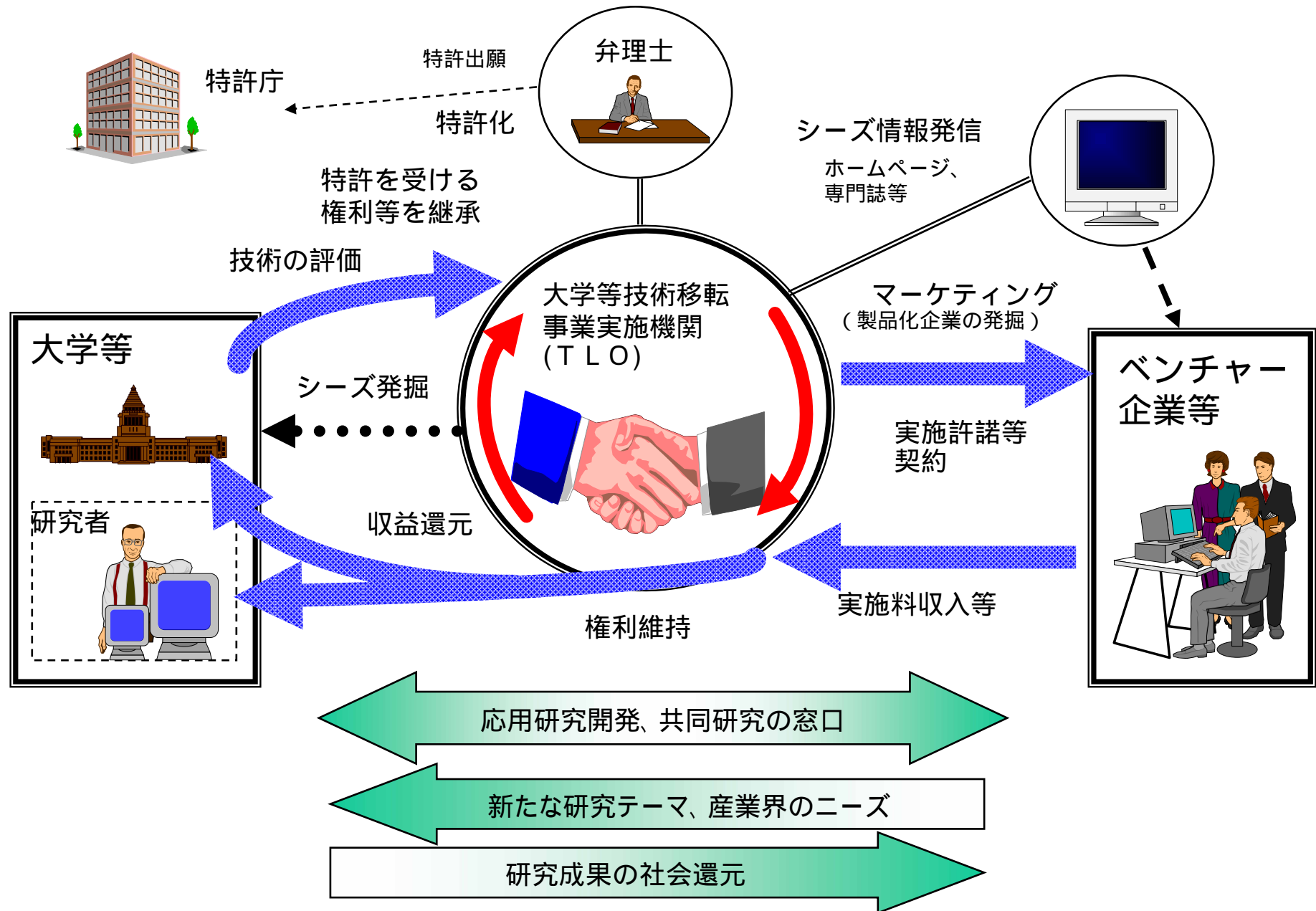
我が国企業の「パートナーシップ・実用化重視路線」への転換  
研究開発の「選択と集中」

大企業の技術移転に関する意識

大学・国研等による基礎研究成果の利用  
大学・国研等との共同研究の活用  
技術の開発と商品化を密接に結びつける  
企業戦略の採択



# 大学等技術移転機関 ( T L O ) の機能



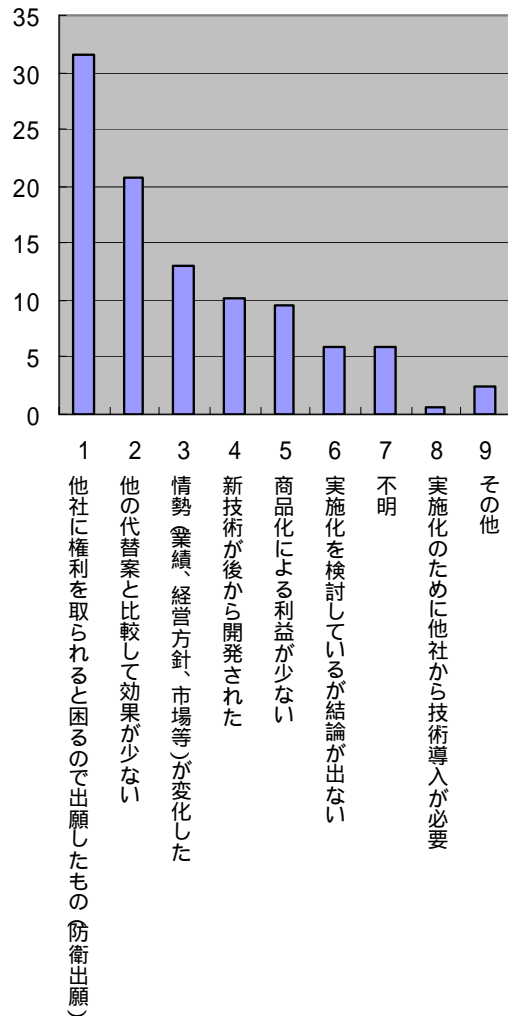
## 未利用特許の現状

特許権は、  
莫大な人材、資金を投資した優れた研究開発の成果物です。  
自社で商品化を断念した研究開発成果であっても、  
ニーズとマッチすることで投資を回収し、  
利益を生み出す経営資源となります。

数多くの特許が活用の機会を待っている

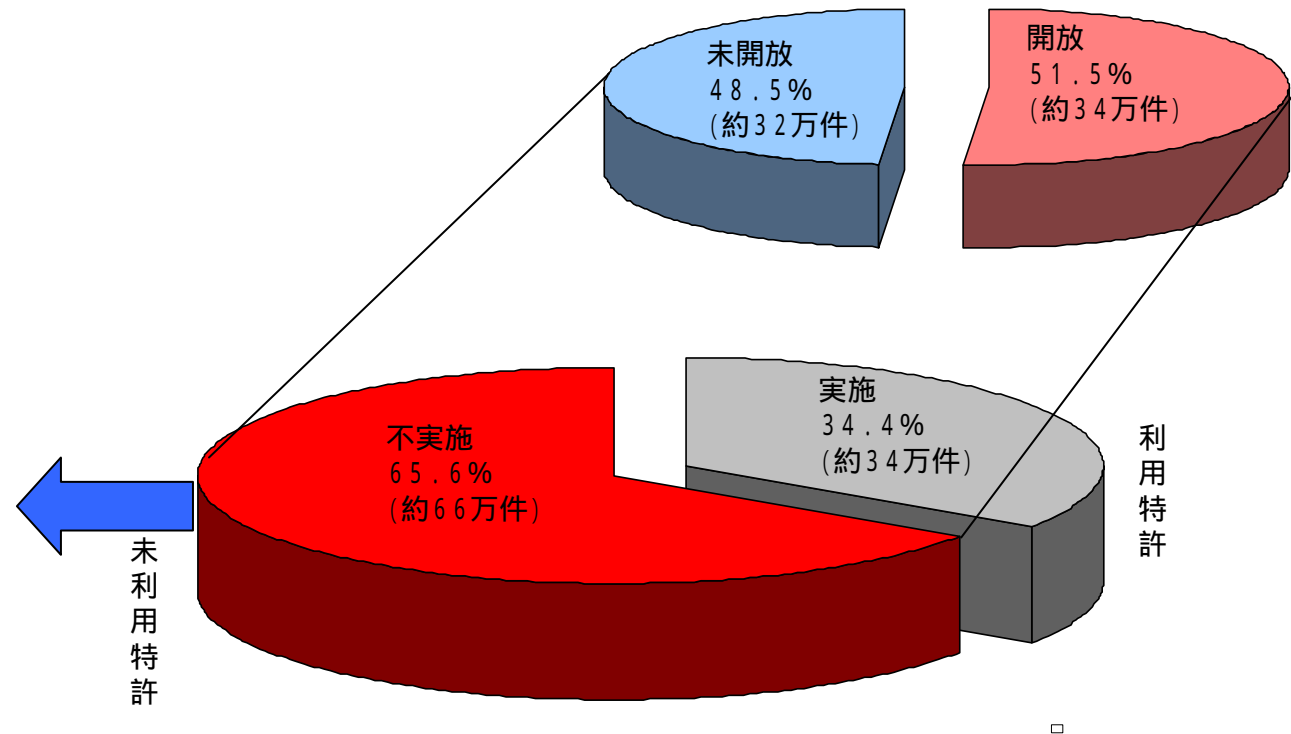
平成11年度に特許庁が実施した特許出願上位約300社へのアンケート調査(フォローアップ調査)によると、現在実施しているものは約34%。保有する不実施の特許のうち約52%は他社へのライセンス等の有効活用を希望している実態が明かにされています。

不実施の理由(自社実施しない理由)



## 開放特許 (約34万件)

他社に実施許諾してもよい特許(未利用特許に対する開放率割合)



保有特許 (約100万件)

実施化率(保有特許に対する実施化の割合)

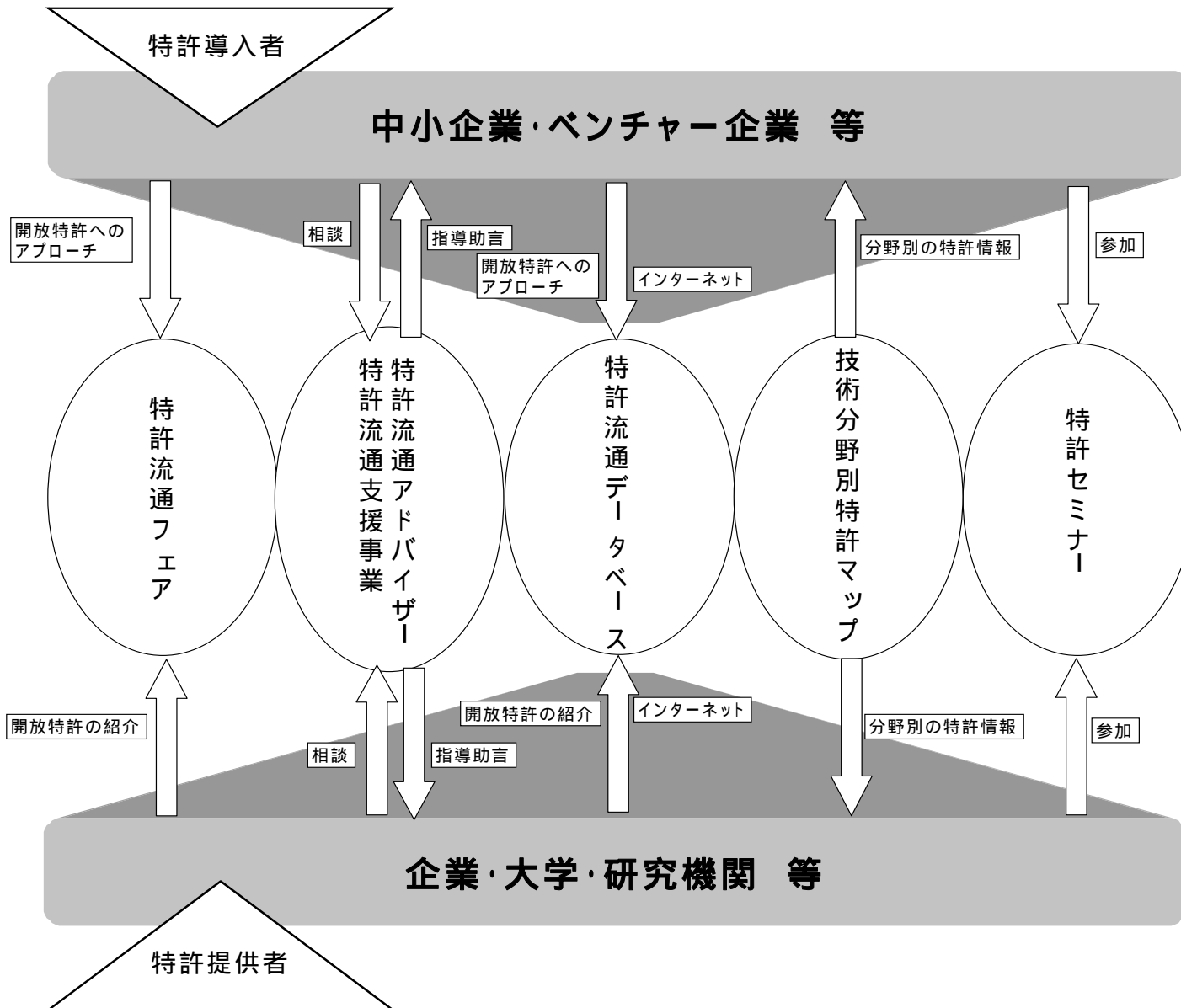
未利用特許

利用特許

不実施  
65.6%  
(約66万件)

実施  
34.4%  
(約34万件)

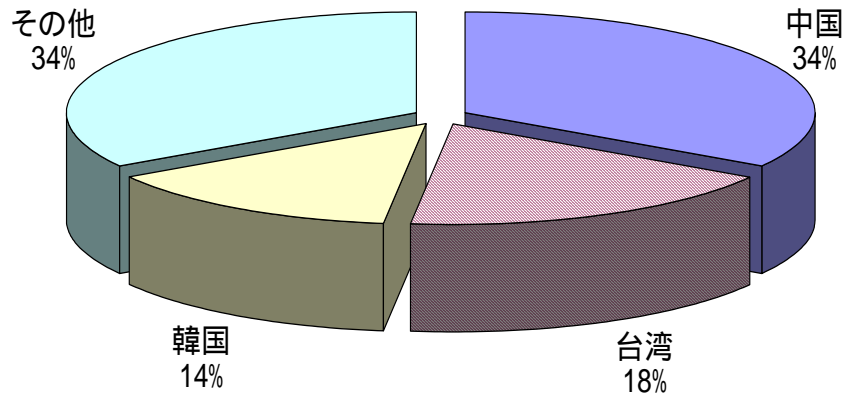
# 特許流通市場の創設



## 模倣品・海賊版対策が急務

我が国企業の製品に対する模倣品やCD等の海賊版は、中国、台湾、韓国などを中心に製造又は販売されており、その流通は第三国にも及んでいる。

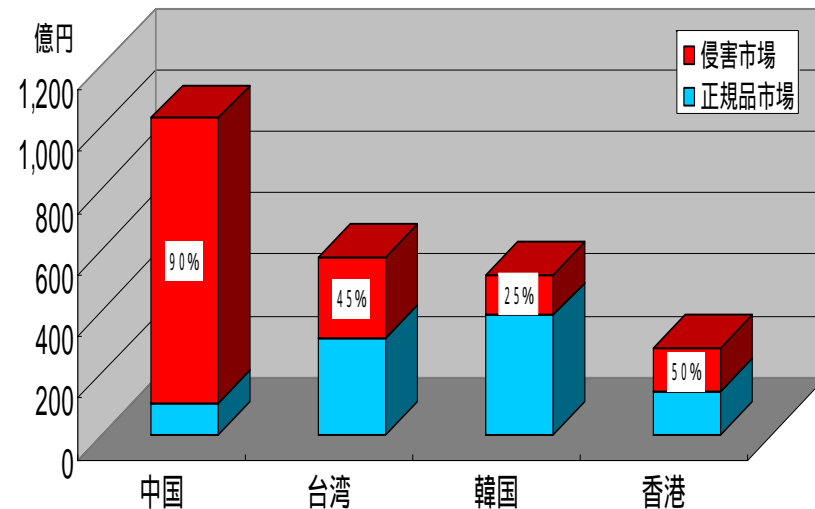
模倣品製造国・地域(2000年)



(資料)「平成12年度模倣品実態調査」特許庁

東アジアにおける世界のレコード・CD等の侵害状況(2000年)

市場規模



(資料)国際レコード産業連盟(IFPI)調べ  
(備考)

- ・ 東アジアにおける侵害市場のうち3割程度が日本のレコード・CD等の海賊版と推定されている。
- ・ 日本のレコード市場は約8,500億円(世界第2位)とされており、侵害率は10%未満と推定されている。(なお、米国における侵害率も同様に10%未満と推定されている。)



ご静聴ありがとうございました。  
またお会いできる機会を楽しみにしています。

特許庁技術調査課 松本泰典

[matsumoto-yasunori@jpo.go.jp](mailto:matsumoto-yasunori@jpo.go.jp)